

令和6年第2回三笠市議会定例会

令和6年6月20日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 6番 島山 幸氏
 - 7番 澤田 益治氏
- 3 会期の決定
令和6年6月20日
令和6年6月27日
8日間
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
- 5 議 事
- 6 散会宣告

○議事日程

- | | |
|--------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | 例月出納検査報告について（監報第2号） |
| 日程第 5 | 報告第5号及び報告第6号について |
| 日程第 6 | 報告第7号から報告第10号までについて |
| 日程第 7 報告第11号 | 令和5年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 8 報告第12号 | 株式会社三笠振興公社の経営状況を説明する書類の提出について |
| 日程第 9 議案第31号 | 三笠市水道事業布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者資格基準条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 議案第32号 | 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第11 | 議案第33号及び議案第34号について |
| 日程第12 | 一般質問 |
| 日程第13 | 議案第31号から議案第34号までについて（総合常任委 |

員会付託)

○出席議員(10名)

議長	9番	武田 悌一氏	副議長	5番	折笠 弘忠氏
	1番	青木 康博氏		2番	池田 真志氏
	3番	須河 恵介氏		4番	浅尾 三吉氏
	6番	畠山 幸氏		7番	澤田 益治氏
	8番	谷内 純哉氏		10番	谷津 邦夫氏

○欠席議員(0名)

○説明員

市長	西城 賢策氏	副市長	右田 敏氏
総務福祉部長	三好 智幸氏	総務福祉部参事兼 危機管理室長	阿部 文靖氏
総務課長	萬年 剛至氏	市民生活課長	杉山 充氏
福祉事務所長	富宅 達也氏	保健福祉課長兼 子育て世代包括支援センター長兼 地域包括支援センター長	成田 正文氏
企画財政部長	藤井 陽一氏	企画調整課長	力弓 晃継氏
税務財政課長	坂 保徳氏	産業政策推進部長	中原 保氏
産業政策推進部参事	音羽 英明氏	農林課長	豊口 哲也氏
商工観光課長	下村 圭氏	建設部長	松本 裕樹氏
水道課長	大野 彰氏	教育長	小田 弘幸氏
教育次長	柳谷 忍氏	高等学校事務長兼 高校生レストラン統括室長	渡辺 俊文氏
学校教育課長	花井 志夫氏	社会教育課長兼図書館長	若山 勇治氏
病院事務局長	加藤 慎吾氏	医事課長	大村 康彦氏
消防長	田川 善幸氏	監査委員	鈴木 信之氏
監査事務局長	後藤 議徹氏		

○出席事務局職員

議会事務局長	砂川 了一氏	議会係長	青山 初美氏
--------	--------	------	--------

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関から撮影の申出がありましたので、許可しております。

開会 午前10時00分

◎開 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、令和6年第2回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（武田悌一氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、6番畠山議員及び7番澤田議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月27日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、8日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてであります。6月11日に自由民主党の北海道選出の国会議員と北海道市長会との政策懇談会、6月12日に公明党の北海道選出の国会議員と同じく政策懇談会が行われまして、北海道市長会として要請行動を行ってまいりました。

冒頭、北海道市長会会長の原田恵庭市長から北海道市長会総会で決議された重点事項等について説明を行い、北海道は物流や食料基地として役割を担っており、関係団体とも連携しながら35市一丸となって課題に取り組んでまいりたいとの説明がありました。その後、出席された各国会議員からコメントをいただき、北海道のために取り組むとのお話を受けてきたところでございます。

また、今回の上京に合わせて、6月9日に開催された新桂沢ダムの竣工式祝賀会に参列いただきました国会議員及び国土交通省水管理・国土保全局長、北海道局長等を訪問し、祝賀会出席に伴うお礼を申し上げ、三笠ぼんべつダムへの建設促進についてもお願いをしてきたところでございます。皆様からは、地元の熱意を受け、しっかりと事業を推進してまいりたいとお言葉をいただいていたところでございます。

続きまして、報告第2号の人事発令についてであります。そこに記載してありますとおり、3月31日、4月1日、6月1日付で退職、採用、さらには人事異動の各発令を行ったところでございます。

続きまして、報告第3号の企業の進出についてであります。そこに記載してありますとおり、土地の貸付契約が完了し、工業団地に株式会社ZAWA.comの進出が決定したところでございます。

最後に、第4号の市工事についてであります。簡易舗装工事その1ほか7件につきまして、そこに記載してありますとおり入札を行い、それぞれ期限までに完了するよう工事に入っているところでございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長(武田悌一氏) これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 次に、報告第2号総務福祉部関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 次に、報告第3号産業政策推進部関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 最後に、報告第4号建設部関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 例月出納検査報告について(監報第2号)

◎議長(武田悌一氏) 日程の4 監報第2号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、監報第2号例月出納検査報告については、報告済みとします。

◎日程第5 報告第5号及び報告第6号について

◎議長(武田悌一氏) 日程の5 報告第5号及び報告第6号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第5号及び報告第6号については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第7号から報告第10号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の6 報告第7号から報告第10号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 報告第7号から報告第10号まで、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第7号三笠市水道事業布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者資格基準条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の専決処分は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道整備及び管理行政に関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣等に移管されたことに伴い、必要な改正を行ったものであります。

改正の内容は、引用条項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものであります。

施行期日は4月1日ですが、「議会の委任による専決処分事項の指定について」第4項の規定により、3月29日付で専決処分を行ったものであります。

次に、報告第8号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の専決処分は、3月30日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、必要な措置を行ったものであります。

改正の内容は、個人及び法人の市民税に関する改正のほか、固定資産税に関して、評価替えを踏まえ、現行の負担調整措置を延長するものであります。

4月1日からの賦課に適用する必要があるため、法の施行日に合わせ3月30日に専決処分を行ったものであります。

次に、報告第9号三笠市家庭的保育事業等の設備及び運営基準条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の専決処分は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、保育士1人が保育できる児童数について、満4歳以上の児童では「30人」から「25人」にするなど、人数を改めるものであります。

4月1日から適用する必要があったため、3月29日に専決処分を行ったものであります。

最後に、報告第10号令和5年度三笠市一般会計補正予算(第10回)の専決処分についてであります。今回の補正の内容は、令和5年度における歳入歳出の最終的な整理のため、既定予算額140億5,036万9,000円に5億8,360万円を追加し、予算の総額を146億3,396万9,000円としたものであります。

内訳については、特別交付税が国への働きかけにより増額決定となったなど、予算の整理を行ったものであり、諸般の事情から3月29日に専決処分を行ったものであります。

いずれも本来であれば議会提案すべきところではありますが、その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

以上、報告第7号から報告第10号まで一括して報告いたしますので、御理解及び御

承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第7号から報告第10号までについて、一括して質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

報告第7号三笠市水道事業布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者資格基準条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、報告済みとします。

これより、討論、採決に入ります。

報告第8号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第8号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

報告第8号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

次に、報告第9号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第9号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

報告第9号三笠市家庭的保育事業等の設備及び運営基準条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

最後に、報告第10号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第10号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

報告第10号令和5年度三笠市一般会計補正予算（第10回）の専決処分については、承認することに決定しました。

◎日程第7 報告第11号 令和5年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎議長（武田悌一氏） 日程の7 報告第11号令和5年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第11号令和5年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書について報告申し上げます。

今回の報告は、令和5年度補正予算で議決を受けている物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費、社会保障・税番号制度システム改修事業費、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業費及び中学校校舎の維持補修に要する経費に関わる繰越明許費について、それぞれの事業に要する歳出予算の経費を令和6年度に繰り越しましたので、その繰越額及び財源内訳を明らかにするため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告といたしますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第11号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第11号令和5年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告済みとします。

◎日程第8 報告第12号 株式会社三笠振興公社の経営状況を説明する書類の提出について

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 報告第12号株式会社三笠振興公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。

本報告については、市の出資等による法人の経営状況説明であり、文書記載のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑がないようですから、質疑を終了し、報告第12号株式会社三笠振興公社の経営状況を説明する書類の提出については、報告済みとします。

◎日程第9 議案第31号 三笠市水道事業布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者資格基準条例の一部を改正する条例の制定について

◎議長（武田悌一氏） 日程の 9 議案第 3 1 号三笠市水道事業布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者資格基準条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第 3 1 号三笠市水道事業布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者資格基準条例の一部を改正する条例の制定について提案説明申し上げます。

今回の改正は、水道法施行令等の改正に伴い、必要な改正を行ったものであります。

改正の内容は、布設工事監督者及び水道技術管理者の基準が改正されたことから、引用する規定を整備するものであります。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日であります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第 3 1 号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第 1 0 議案第 3 2 号 北海道後期高齢者医療広域連合 規約の変更について

◎議長（武田悌一氏） 日程の 1 0 議案第 3 2 号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第 3 2 号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について提案説明申し上げます。

この協議は、マイナンバーカードと被保険者証の一体化による被保険者証の廃止に伴い、規約の文言整理が必要となることから、地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 3 項の規定により、同連合を組織する市町村への協議があり、賛同すべきものと判断したため、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第32号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第11 議案第33号及び議案第34号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の11 議案第33号及び議案第34号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第33号及び議案第34号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第33号令和6年度三笠市一般会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、既定予算額124億5,021万8,000円に1億3,187万1,000円を追加し、予算の総額を125億8,208万9,000円とするものであります。

まず、歳出であります。物価高騰対応地方創生臨時交付金事業、郷土文化魅力創出・発信事業、新型コロナウイルス感染症定期予防接種事業など、総務費から教育費までの4款において必要な経費を計上するものであります。

財源については、デジタル田園都市国家構想交付金や新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金等に係る特定財源などを措置するものであります。

次に、議案第34号令和6年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、業務用車両の購入から17年が経過し、経年劣化が著しい状況であることから、北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業を活用して車両を購入するため、債務負担行為等に係る補正を行うものであります。

以上、議案第33号及び議案第34号について提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第33号及び第34号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第12 一般質問

◎議長（武田悌一氏） 日程の12 一般質問を行います。

一般質問については、浅尾議員ほか3名からの通告がありますので、通告順により、順次質問を許可します。

4番浅尾議員、登壇願います。

（4番浅尾三吉氏 登壇）

◎4番（浅尾三吉氏） 令和6年第2回定例会一般質問の通告に従いまして質問いたします。

最初に、改正子ども・子育て支援法についてです。

今国会において、改正子ども・子育て支援法が成立いたしました。全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充をうたっています。それを受けて各自治体の取組が始まります。特に、児童手当の拡充などが含まれていて、子育てをしている市民には関心が高いものと思われます。

そこで、具体的な改正内容と市への影響についてお聞きします。

また、こども誰でも通園制度など、準備期間が必要なことについては、三笠市での開始時期や取組の考え方についてお聞きいたします。

次に、パートナーシップ制度についてです。

最近、各自治体で、性的少数者のパートナー関係を公的に認める自治体のパートナーシップ制度の導入が急速に広まっています。性的少数者、LGBTQと言われるものですが、Lはレズビアン・女性同性愛者、Gはゲイ・男性同性愛者、Bはバイセクシュアル・両性愛者、Tはトランスジェンダー・心と体の性が一致していない人、Qはクィアまたはクエスチョニング・自分自身の性の認識が定まっていない人と言われています。このような性的マイノリティーと言われ、自分の性に違和感を持つ人は少なくはありません。性的少数者とも言われていますが、人口の10分の1ほど存在するともネットの中では言われています。芸能界などで活躍している有名人などを思い浮かべれば、うなずける数値かもしれません。

このような性的少数者のカップルを公的に認めるというのが、パートナーシップ制度です。昨年は、岩見沢市でも岩見沢市パートナーシップ宣誓制度を開始しました。今年に入ってから道内では、1月には滝川市、小樽市、旭川市、東川町、鷹栖町、当麻町、愛別町、東神楽町、美瑛町、比布町が導入しました。3月には深川市、4月には釧路市、室蘭市、網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町、上川町が導入しています。今年度中に道内人口の7割が利用可能な状態になるとの予想も、1月の時点で北海道新聞に出ておりました。

このパートナーシップ制度についてお聞きします。

三笠市のパートナーシップ制度に対する考え方についてお聞きいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めにこども・子育てについて答弁願ひます。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、こども・子育てについての部分の改正こども・子育て支援法について答弁をさせていただきたいと存じます。

まず、こども・子育て支援法等の一部改正につきましては、国が掲げる次元の異なる少子化対策の実現に向けまして、令和5年12月22日に閣議決定されました。その中で、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれたと。その施策を着実に実行するため、この閣議決定がなされて、6月4日に国会で可決されたという流れになっていると思っております。

その加速化プランに伴う改正の主な内容につきましては、壇上でもございましたが、大きく3点ございます。

まず、1点目は、ライフステージを通じた子育てに関わる経済的支援の強化として、児童手当の拡充でございます。それから、妊婦のための支援給付でございます。

また、2点目は、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充としまして、妊婦等包括相談支援事業、それから、こども誰でも通園制度の創設、さらに産後ケア事業の提供体制の整備、また、幼稚園等の経営状況の継続的な見える化の実現と、それから児童手当の第3子以降の加算の引上げ、ヤングケアラーに対する支援の強化などがこの2点目となっております。

さらに、3点目でございます。共働き・共育ての推進として、出生後休業支援給付の創設と、それから国民年金第1号被保険者の育児期間に関わる保険料の免除措置などがあります。

なお、これらについては、法律の改正がなされましたが、6月10日に質問通告を受けましたが、6月11日現在、まだ国からの正式な通知がないことから、こども家庭庁のホームページで示されているこども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要、この情報によるもので、詳細については今後示される予定でございます。

それから、後段でこども誰でも通園制度の部分の御質問があったと思います。こども誰でも通園制度の創設につきましては、まず、保護者が働いていなくても保育所等に預けられる制度となっており、制度の意義としましては、子供が家庭とは異なる経験、さらに人との関わる機会の創出、また、孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減などがあります。利用対象は満3歳未満で、保育所等に通っていない児童として毎月一定期間の利用が可能となっております。令和7年度に制度化されまして、令和8年度から法律に基づく新たな給付制度として一部の経過措置がございますが、基本的には全自治体で実施することになります。制度化については令和7年度となっていることから、先ほども詳細な通

知がないと申し上げましたが、順次そのような通知が来ますので、それに従い、市のほうも適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 特にこの児童手当の拡充は大変大きく、具体的に金額も示されていますので、ちょっと確認したいと思います。

この支給期間が大きく変わって、今まで中学生年代までだったのが、高校生の年代までに、18歳年度末までにするというように、これがまず拡充されたということですね、支給期間。それから、多子加算分、3人目の子供が1万5,000円だったのが3万円になるということ、これは令和6年11月1日からということだと思います。それから、支払い月を年3回から年6回ということで、偶数月に今度は児童手当が支払われるということで、大変具体的で大きく子育てする人の環境が整ってきたのかなと思っていますけれども、このとおりでよろしいでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、児童手当の拡充のほうを私から、再度重複する部分があるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

児童手当の拡充につきましては、支給対象については所得制限の撤廃ということで、議員おっしゃったとおりで、全ての世帯に支給されることとなります。

それから、支給期間につきましては、現行ゼロ歳から中学生まで、これをゼロ歳から18歳年度末、いわゆる高校の卒業までに拡充されたというところでございます。

また、多子加算の部分でございます。第3子以降の適用範囲を今まで3歳以上小学校修了前までということになっていたのですが、これをゼロ歳から18歳の年度末までに拡大しまして、金額についても1万5,000円から3万円に増額するというところでございます。

支払い月につきましても、御質問あったとおり、これまで2月と、それから6月、さらに10月と4か月に1回の年3回から、改正後は2か月に1回の年6回支払うことになり、制度の改正後の初めての支給、第1回目になりますけれども、支払い月につきましては、令和6年12月となってきます。

それと、あと多子加算を受けられる支給者の規定でもう少しお話しさせていただきたいのですが、先ほどもちょっと申し上げたとおり、詳細な通知は来ていないのですが、内閣府のホームページでは、いわゆる子のカウント方法の見直しとしまして、現在は18歳年度末、高校卒業までの子としていたものを、22歳年度末の子として、親などに経済的負担がある場合にその子供についてカウントすると、そういうような改正がされたものでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 児童手当については、本当に大きな子育ての後押しをしてくれる

かなと思っています。特に、今の3人目のカウントの仕方というの、高校を卒業してしまったら今まで3人いた子供が2人になるのかという、その部分もちゃんと応えてくれて、まだ22歳までそういうことを、カウント3人目ということでカウントできるという、これも児童手当のある意味ふさわしいやり方かなと思って、三笠市は子育てが本当に進んでいますけれども、それを後押しするような制度だと思っていますので、これをぜひしっかりと市民にも周知していただければと思います。

また、今、妊婦のための支援給付とか妊婦等包括相談支援事業、これについては今まであった妊娠時一時金とか出産時一時金をはっきりと制度化されたものと捉えてよろしいのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 今ほど御質問あった、これは妊婦のための支援給付と考えています。現行、当市では令和5年3月1日から規則を施行しまして、令和4年4月まで遡って給付を行ったもので、給付額は妊娠届出した方に出産応援金として5万円、さらに出産後、子供の数に応じて5万円が支給されていると。また、妊婦包括相談支援事業についても、同じく令和5年3月1日から開始してございまして、対象の方に相談等を行い、伴走型の相談支援を行っております。

質問のあった法の関係ですけれども、今回の法改正において、子ども・子育て支援法で給付金を、それから相談関係の支援を児童福祉法で位置づけたものとなっております。

それと、産後ケアの提供体制も、この中に一部入ってございまして、御答弁させていただきます。これも令和5年8月から事業開始をさせていただいたところございまして、議員御承知だとは思いますが、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行う事業でございます。これも、今回の改正では、産後ケア事業を母子保健法から子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業という形の中で位置づけることで、国、それから都道府県、市町村の役割分担を明確化したということで、そういう提供体制の整備を進めることが規定されたというところで理解をいただきたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） ありがとうございます。

本当に整ってきたなということで、特に今、産後ケア事業については、三笠市の体制、これは提供体制を整備しなさいということなのだけでも、三笠市の体制は先日聞いたところでは訪問、通所、宿泊型全てそろっているの、整っていると捉えていますけれども、間違いないでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） おっしゃるとおり、満1歳まで宿泊型、通所型と、それから訪問型、主に訪問型は、今年度、3人の実績がありまして、延べ8人の方が利用されているというところございまして、私どもとしては、この法律に基づいた産後ケアの体制は整っているのかなとは思っております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） こども誰でも通園制度の創設ということで、これはなかなかまた大変な部分があるかと思うのですけれども、令和7年度からということで取組を、国からのまたいろんな細かい指示があると思うのですけれども、やるということで、ぜひこれについてもよろしくをお願いします。

それから、共働き・共育ての推進ということで、これも令和7年度の開始ということで、出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設についてということで、これの具体的なイメージが分からないのですけれども、ちょっと教えてください。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 御質問のありました出生後休業支援の創設ということで、これは新たにできた部分でございます。出生直後の一定期間以内に夫婦の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合に、28日を限度に休業開始前の賃金あるいは給料の13%相当額を新たに支給するという事になったものでございます。

育児休業給付金につきましては、現状67%の給付を受けることができるため、この新たな13%の両方を合わせますと、給付率は80%となりまして、国が示しているのは、おおむね休業前の賃金あるいは給与の1か月分の手取り額と同等となるというような考え方で80%というようなことになってございます。本給付金によって男性の育児休業中の収入を確保し育児休業取得促進を図ることにより、先ほどお話のあった共働き・共育ての推進を行うものであります。制度の施行日ですけれども、令和7年4月1日というような中身となっております。

それからもう一つ、育児時短就業給付の創設の部分にお答えしたいと思います。今回、創設された育児時短就業給付についての内容になります。雇用保険の被保険者が、雇用保険を掛けている方ですね。2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給するものでございます。本当に単純な例なのですけれども、通常7時間勤務で7,000円の賃金の方がいるとすると、この育児時短就業給付金を取るとして、1時間短い6時間の育児時短勤務をした場合は、例えば6,000円の賃金だとすると、その10%が給付されますので、6,000円の賃金のほか600円が給付されるというような仕組みとなっております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 分かりやすく、ありがとうございます。やっとなんと落ちました。

もう一つ、ヤングケアラーに対する支援の強化についてももうたわっていますけれども、この現状をちょっと教えてください。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） ヤングケアラーの部分につきましても、今まで明確にヤ

ングケアラーの法律というものがなかったものですから、法律上の定義がなかったということでございます。ヤングケアラーを「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」ということに国では法律上定義をしたと。そして、国や自治体が支援に努めるべき対象として、法に明記されたというところになります。何度も申し上げますが、詳細につきましては、まだ詳しく国から通知されておりませんので、またこういう通知が来ましたら、市民の皆さんあるいは議員の皆さんにきちっと報告したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） ヤングケアラーの支援の強化ということで、これについてはまだこの三笠市の現状というのもちょっと分からないという部分ですけども、これも大変大事な部分で、ないかもしれませんが、ぜひこの辺は調査してもらえればと思いません、これからだと思えますけれども。

今回のこの子ども・子育て支援法の改正というのは、少子化対策を強化するためのものでもあるし、共働き世帯が育児と両立できるようにするためのものです。市内でも、三笠高校の卒業生が起業して、共働きで子育てに頑張っている方もいます。ぜひ、そういう若い世代の応援になるように生かしてほしいなと願っています。この取組というのは日本全国で開始していますので、どこも同じなのですけれども、小中学生の給食費無料など、子育て支援に力を入れている三笠市だということをさらに強調する意味でも、市民へ早く広く周知することが必要だなとも思っています。それを要望して、また、次、お願いします。

◎議長（武田悌一氏） 教育長。

◎教育長（小田弘幸氏） ヤングケアラーの関係の実態ということで、数年前にヤングケアラーに対する学校の調査ということでやっております、その段階ではヤングケアラーに該当するような子供さんはいないということでのアンケート調査になっておまして、今現在も教職員に確認をしておりますけれども、そういったような事象がちょっと見当たらないという報告は受けておりますので、この辺、スクールカウンセラー等とも含めた中で、そういった事象を含めてあれば報告が上がってくると思っておりますので、その辺につきましては、福祉との連携を取りながら対応していきたいというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 私のほうからヤングケアラーの部分なのですが、法律がまだきちっと来ていないものから、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、従前18歳までということだったので、その年齢が若干上がるのかなという情報もありまして、そこの辺はきちっと通知を見た上で判断させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、子育て支援等の周知の部分、お答えさせていただきたいのですが、これも詳細がちょっと分からない部分がございます。できる限り早めに周知を行いたいと考えてご

ございます。特に、現在、児童手当の対象世帯については郵送で、支給する部分がありますので、そのときにしっかり改正内容をお知らせしたいと思います。

その他の改正点についても、広報みかさ、それからホームページ、若い方中心ですので、先般始めた公式LINE、これらもしっかり活用した中で周知してまいりたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） よろしいですか。

◎4番（浅尾三吉氏） はい。

◎議長（武田悌一氏） それでは、次にパートナーシップ制度についての答弁をお願いします。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、パートナーシップ制度について答弁をさせていただきます。若干登壇でお話あった部分と重複すると思いますが、御了承願いたいと思います。

パートナーシップ制度につきましては、2015年に東京都の渋谷区が初めて渋谷区パートナーシップ証明書を発行する条例を制定しまして、その後、現在に至るまでパートナーシップ制度を導入される自治体が増加傾向にあるというところでございます。

北海道内では、令和6年5月時点で27市町がパートナーシップ制度を導入しております。空知管内では、議員からもあったとおり、岩見沢、深川、滝川、この3市が導入しているところでございます。

それから、近隣の自治体で導入しているこのパートナーシップ宣言制度の内容については、ホームページで公表されておまして、市に宣誓をすることで、市からパートナーシップ宣誓書受領証、それと受領証明カードが交付されまして、宣誓によって主に利用が可能となる手続については、保育所等の利用申込み、市営住宅など8制度が対象となっているようですが、宣誓をしても利用できない手続というものもございます。その中では、戸籍の届出や税の控除、相続などがその近隣の市のホームページには公表されているところでございます。パートナーシップ制度を導入している自治体が提供しているサービスは、自治体によって取組が異なっているというふうに考えております。

三笠市では、制度を導入していないものの、同一の世帯であれば、住民票の届出など、そのほか公営住宅の入居とか、一部は現在の運用の中で手続が可能な状況にあります。当市としましては、国や北海道、それらの動向に注視しつつ、導入した場合、宣誓をすることで、どのような手続、そして制度が宣誓する方にとって望ましく最適なのかも含め、引き続き庁内で議論をしてまいりたいと考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 庁内でこれから議論していく、検討していくということでよろしいでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 検討、議論は、かなり前から庁内ではしてございました。今後、先ほど申し上げたとおり、国の方針、いろいろありますので、その動向をしっかりと見極めた中で検討していきたいと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 昨年、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律というのが出されて施行されていますけれども、この中で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。」というのが書いてありました。これはパートナーシップ制度とはちょっと違う感覚かなと思うのですが、各市町が今たくさんパートナーシップ制度を導入していますけれども、この法律の一環でもあるのかなと私は捉えています。

私は個人的に東川町というのが、ちょっと人口も三笠市と似ておまして注目していますけれども、人口がどんどん増えているというかな、三笠市は4月は大体人口は減るのですけれども、東川では200人ほど増えているという、羨ましいところなのですけれども、三笠市でも6月には若干人口が増えたようですけれども、今、本当に生き残りをかけて進むところで、この人口の増減というのは本当に、市長は特にだと思えるのですけれども、私たち市民にとっても議員にとっても、本当にどきどきしながら毎回確認になりますけれども、このパートナーシップ制度、東川町ではこのように書いています。「旭川市や近隣町と合同で、統一した制度のもとパートナーシップ制度を導入し、当事者の方が抱える生きづらさの解消や地域における理解を進めることで、誰もが生きがいと誇りを持ち自分らしく活躍できるまちづくりを実現したいと考えています。」という、これは東川町の考えなのですけれども、三笠市の未来づくり基本条例の中で、私も一番好きな言葉なのですけれども、「「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」を実現するため、ここに三笠市未来づくり基本条例を制定します。」ということで、この言葉がとても私は好きなのですけれども、人口の増減が関係あるかないかはちょっと分からないのですけれども、なかなか表面に出づらいこのような問題に対しては、ちょっと先取りして、東川町のように「誰もが生きがいと誇りを持ち」というような、住み続けたいまちにつながる制度でもあるのかなと思っておりますので、議論していくということですので、ぜひよい方向にどうか、そのうちに国のほうもどんどん動いてくれれば別にいいのかなと思うのですけれども、なかなかそれまでの間、まだちょっと時間があると思っておりますけれども、何でもちょっとでも可能性のある、人口増につながるものであれば、ぜひ取り入れていければなということで提案というか、お願いして質問もしてみました。ぜひ検討していけるような形の議論を深めてもらえるように要望していきます。よろしいですか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 御提案ありがとうございます。

国、法律でできない部分も多々これはあるのかなと、根本的な問題がまずあるのかなとは思っています。私どものまちも、確かに人口の問題はあるのですけれども、そこはちょっとまたこれ、宣誓する方がどうなのかとか、確かに議員おっしゃったとおり、誰もがなのですけれども、その誰もの宣誓する方にとってどうだということもあるのかなとは思いますが、先ほども答弁したとおりになってしまいますが、国、北海道の動向に注視しつつ議論してまいりたいと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） 私のほうからもちょっとだけ申し上げたいと思います。

従来の考え方から言うと、私はなかなかこの問題について理解ができないというか、私自身が生きてきた過程からいうと、なかなか理解ができない問題だというふうに思っておりました。それで、これは今後どうしていったらいいのかなというのがいつも課題だったので、みんなにちょっと議論してくれということをやったり、秘書係で議論してもらったりとかというようなことをいろいろやってきました。

それで、あるときに、私がすとんと落ちましたのは、テレビのある番組、報道番組なのですが、そこに出ているコメンテーター、まだ若い方だと、若いといっても30代か40代になったかぐらいの女性のコメンテーターが言われた言葉、これは性の問題として捉えたら理解できない人が大半いるだろうと。おっしゃったように1割くらいの方はそういう方だとすれば、理解できないだろうと。だけれども、そうではないのだと、これは命と人権の問題なのとおっしゃったのですよ。それを聞いた途端に、すとんと私は落ちたのですね。なるほどと。そういうふうに捉えるのだったら、この問題について理解できるなというふうに初めて思った瞬間でした、それが。ですから、この問題について私が、おっしゃられたような賛同できない問題だと思いませんし、それからそういう方々が本当に命に関わるくらい耐えられない環境にあるのだとしたら、これはその視点でお救いしなければならぬ部分というのはあるのではないかなというふうにずっと思っております。

ただ、こういう方々の御主張もまた私なりに、私が調べられる範囲で大変恐縮ですが、そのパートナーシップを超えて、さらにその先で同性婚ということがどうしてもテーマに、行き着くところはそこだということになってしまうということです。まさに、これだと、私どもとしては、ではパートナーシップ制度というのは経過的なものなのだなど、そういう方々の捉え方からすれば、そういうふうになりますので、では、どこまで実施すべきものなのかという、非常に疑問がやっぱりどうしても残ってしまうし、そういう方々にしてみれば、それを求めているのではないと。同性婚ということ求めているのであって、それを国が認めろということをやっているのだということですから、そうすると少しこの内容が違ってくるなというふうに思っておりました。

そこに加えて、ただ、最近では世界的な風潮ももちろんありまして、先日新聞にも出ておりましたけれども、タイのほうで同性婚を認めるという議決があったということで、また、世界的には27か国だったでしょうか、そういう国々がそれを認めていると。世界的

にはまだ少ない範囲になりますが、そういう状況だということも承知をいたしました。

御発言の内容について、まちのイメージ戦略といいますか、そういう点では本当に、総務部長も言いましたように、ありがたい御発言を頂戴したというふうに思っておりますけれども、これ、事命と人権の問題だと仮にするならば、私はそれですとんと落ちたので、私の捉え方からするとそうだとするならば、これはやっぱり全くの国マターの問題だなと私は思っております。だから、国がもっと議論を詰めていただいて、いろいろ聞きますと各政党はほとんどは納得しているようですけれども、自民党内部の中でいろいろ御議論もあるとちょっと聞いておまして、そういう意味では、本当にそれをどう捉えるべきなのかということで、日本はあくまでも憲法第24条で両性の合意のみによって結婚というのが成立するのだというふうになっていますから、それからいうと、最近の判決例では、その両性の合意というのは両性とは男女のことを言っているのではないのだというようなものもあるようですけれども、なかなかこども、そういうふうになると私なんかはなかなかすくとんと落ちない部分がございます、もっと理解を深めなければならないのかなというふうに、いつも思っております。いずれにしても、この問題については、国の終着点も私はよく見ていくべきだし、その経過をよく見るべきだというふうに思っております。

それから、一定の自治体がこれだけ進んできますと、このことについて理解がすごく進んだまちだという点ではもう相当のところが進んでおりますので、そのこと、いわゆる効果がないとは申し上げないのですけれども、非常に測定しにくい効果なのだろうというふうに思っております。

また、そういう点では、まさに常日頃、連携を口にしてしている北海道が、このことについて、北海道全体でパートナーシップ制度を導入するとなれば、これはもうせざるを得ないわけですから、そういう点でも物は考えようがあるのかなと思っております。

いずれにしても、このことについては相当静かな議論というか、慎重な議論が私はあつてしかるべきだというふうに思っております、そういったものをしっかり見ながら、国民の大多数がかなり認める方向の御意見をお持ちだということは承知しているのですが、どの程度深く理解してそのことがそうなのか、また、特にこの自治体からすれば、私どもの市民がこういうことを理解する許容能力というか、そういうものが、年齢の高いまちでもありますから、理解しがたい部分もあるのかなというふうに思っております、拙速に結論を出す問題ではちょっとないのかもしれない、もう少し時間が欲しいというのが私の考え方でございます。

あえて、私の思うところを披瀝させていただいて、また、よく検討させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(「ありがとうございました」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) よろしいですか。

以上で、浅尾議員の質問を終わります。

次に、1番、青木議員、登壇願います。

(1番青木康博氏 登壇)

◎1番(青木康博氏) 令和6年第2回定例会に当たり、通告順に従い、質問させていただきますので、御答弁よろしくお願ひいたします。

まず最初に、ヒグマの春期管理捕獲についてであります。

最近、ヒグマの個体数の増加、餌のドングリの不作と住宅街への警戒心の低下により、熊の出没回数が増えています。地域住民が安全して暮らせるように、次の2点について御答弁をお願いいたします。

1つ目に、今期の捕獲数についてお願ひいたします。

また、過去の捕獲数についてもお願ひいたします。

また、ヒグマの出没数の削減に向けた対策についてもお聞きしたいです。

2つ目に、捕獲実施箇所なのですが、三笠市には国有林、道有林、市有林などがありまして、この場所の周知についてどのように行っているかをお聞きしたいです。

続きまして、三笠市文化芸術振興促進施設 c i e l (シエル) についてであります。

こちらは、市民の方より、c i e l に人が入っているのを見たことがない、固定費ばかりかかってもったいないと聞くことがあります。

次の2点について御答弁をお願いいたします。

まず1つ目に、利用者の推移ですが、当初オープンの際、コロナ禍によって開館できない時期が続いておりました。また、高校生レストランについても予約制となり、当初予定していた来客数が見込めない状態となっておりますが、近年の利用者についてお伺いしたいと思います。

2つ目に、c i e l に一体どれぐらいの年間の費用がかかっているかについてもお聞きしたいので、よろしくお願ひします。

以上で登壇の質問を終了させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

◎議長(武田悌一氏) それでは、初めにヒグマの春期管理捕獲について答弁願ひます。

産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長(中原 保氏) それでは、私のほうから、ヒグマの春期管理捕獲についてということで、捕獲数、令和5年度、6年度、2年間やっている部分と、あとは今後の対策と、それから捕獲実施場所の周知等についてお話しさせていただきたいと思ひます。

まず、春期管理捕獲についてですが、近年、先ほど議員も言われたとおり、人への警戒心の薄いヒグマが人里に出没している状況が見られるという部分で、ヒグマ出没時に出動します熟練した捕獲従事者の減少だとか、高齢化によりましてヒグマに対応できる人材の確保が喫緊の課題となっているということで、この対応としまして、比較的安全に捕獲が可能な残雪期の2月から5月に許可捕獲を行っているものということでございます。

北海道が平成2年に春熊駆除を廃止して以降、道内のヒグマの推定生息数が増加傾向に

あることを踏まえまして、令和5年2月から実施している制度でございまして、令和5年度実施分からは、捕獲従事者への報酬、それから銃弾等の資材購入費など経費の2分の1を北海道が市町村へ補助をするというものでございます。

当市につきましては、昨年に引き続きまして猟友会三笠支部へ委託しまして、今年度は熟練者2名と、あと若手2名による実施隊を編成しまして実施しているところでございます。

捕獲数につきましては、昨年は全道で34市町村が実施しまして、全部で20頭捕獲しました。そのうち、当市は4頭捕獲してございます。今年につきましては、全道で61市町村が申請しまして、計14頭を捕獲しております。そのうち、当市が2頭捕獲してございまして、今年の捕獲場所としましては、桂沢と幾春別の栗丘町で1頭ずつ捕獲してございます。

これを踏まえまして、今後の対策という部分でございまして、やはり比較的安全な捕獲の時期ということで、本事業を継続して実施することは、熊に圧をかけるという部分で人里への出没抑制につながるというふうなことも考えております。また、ヒグマ捕獲従事者の人材確保の上でも、有効な時期であるというふうに考えてございます。市民が安心して生活できるよう、北海道に対しまして、この支援制度の継続、充実についてお話をさせていただいているという部分と、あと猟友会三笠支部とも今後も連携を深めてまいりたいというふうに考えてございます。

次の捕獲実施場所という部分でございまして。

この捕獲実施場所の周知方法なのですが、今回の事業実施に当たりましては、入林許可申請が必要となるということで、国有林につきましては空知森林管理署へ、市有林については私どもの農林課へ申請を行いまして、許可を受けた上で実施したところでございます。今年については、したがいまして国有林、何林班、何林班ということで、周知してございます。市有林についても林班で周知をさせていただきながら、周知については図面等も確認できるようにしてございます。森林管理署でも、この林班、実施期間、ホームページにより周知しております。市についても、ホームページ、それから広報により周知を行っているところでございます。

また、森林管理署から許可を受ける際に、まず山に入る林道の入り口ゲート付近にやっていますよという看板を設置するような形の指導がございました。現在やっていますよだとか、休止中ですよとかというのが分かるように看板を設置した上で実施しているところでございます。

今後、事業を実施する場合の入林許可を出す際に、入林前にホームページを確認いただきながら、現状がどうなっているかというのを伝えていただくよう森林管理署と連携を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） 私のほうも国有林につきましては、入林許可を取っているいろいろ入ってはいるのですけれども、今お話あった国有林につきましては、実施期間が土日のみとなっていて、ちょうどこの季節は山菜の季節となっていて、入林許可を取っている方が入るのは大体分かっていると思うのですけれども、入林許可を取っていない方もいると聞きました。管理署の方とお話したときも、入林許可を取っていただければ万が一何かあったときに対応がしやすいということで、そういう話を伺っていました。

今回の国有林に関しては、森林管理署のホームページで場所のマップが出ていまして、ちょうどこのマップのところが山菜をみんな取りに行くような場所なのですが、土日限定ということで、普通の人は土日しか山菜取りに行けないので、このような形であるというのは、もうちょっとホームページから森林管理署のこちらのほうにという形でリンクを貼っていただくと、もう少し分かりやすいかなと思います。

また、ヒグマの出没の削減につきましては、炭鉱が全盛のときには山にかなり市民の方が畑を造っていたということがありまして、人里と山との間に畑がかなり多くありました。これが緩衝地帯として熊の出没も防いでいたと思うのですが、今みたいに熊の頭数が多くはないと思うので、ある程度は効果あったと思うのですが、今後、出没の対策として緩衝地帯を設けるかどうか、お聞かせください。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） まず、周知の部分です。今、議員がおっしゃったように、我々が許可を受ける時期と、多分議員なんかが取るときはもっと早く3月とか、そこに入林許可を出してもらって4月から入るような、タイムラグが生じているのかなというふうには感じています。その修正はかけなければいけないなというふうには私どもは思っています。ただ、山菜取りで入林許可を取らずに入る方というのは、ちょっと我々も防ぎようがないという部分で、ここについてはやっぱり熊の危険性をしっかり周知するという部分と、あと山へ入る場合は必ず入林許可が必要なのですよという部分をもっと、今も広報だとかホームページで出してはいるのですけれども、この辺もしっかりやっていきたいなというふうに考えています。

春期の捕獲、熊の出没等、やはりこういうところで出ていますよという周知は、しっかりさせてはいただいております。ただ、今回のように捕獲をいつどこで実施しますというふうな、ここの場所ですよというピンポイントで特定できるような情報の周知は行っていないと。というのが、最近やっぱりヒグマの情報が全国的に多くて、その部分で目撃場所だとか、熊がいるのではないかという部分に、近年、SNSなどで流すことを目的とした方が、目撃場所を撮影した動画を流す目的でその場所に張りついたり入っていったりということが見受けられていまして、やっぱりそういう方がいるとハンターの活動に支障を来したり、安全面で支障を来すというような懸念がありますことから、本当の詳細というのは事前には行わなかったところがございます。この辺は御理解いただきたいなというふうに思っていて、ただ、やはりタイムラグが生じる許可の部分は、今、森林管理署とも

お互いに、許可を出した際に、入る前に必ずホームページで捕獲の場所を確認してくださいというようなことも言っていただくような連携も図ってまいりたいなというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思います。

あと、緩衝帯ですね。確かに昔と今、違います。人里まで下りてくるという部分で、今、北海道のほうで推定している個数、我々が持っている資料では、平成2年では全道で5,230頭いるというような推計が、令和2年には1万1,700頭、2.24倍いるというふうに言われています。毎年、親熊に対して2頭、3頭、子供が生まれますので、そのとおりなのかなと。もしかしたら、もっといるのかなというふうにも思います。

やはり先ほど議員も言われたとおり温暖化の影響という部分の、山に木の実が足りないだとか、近年特に暑いという部分で、なかなか食べるものがないだとか、昔のように山の近くに畑があったから、そこで食べているとか、緩衝帯になっているとかということは数的にはあったのかもしれないのですが、やはり昔の熊は、下まで下りてくると危険だという、危険察知能力というのですか、そういうのがずっとあったのかなというふうに思います。ただ、今、母親、子熊ともに人里まで下りてくるということになれば、その子熊は危険だというふうに思わないので、そこが親になるとまた下りてくるという悪いほう悪いほうに行っているのかなと。

我々も最近、弥生だとか、その辺に出た部分で、やっぱりそういう草が生い茂っている部分が気になるなだとかというのがあるって、その都度、北海道だとか、我々市のほうでやったりとか、私どもの職員が行って草刈りをしているという部分もございます。今後、ここで目撃情報があったかなだとか、出るかなというところはそのような対策を講じたいなとは思いますが、全市的に山と人里を区分けするような緩衝帯を設けるといのは、なかなか厳しいかなというふうに思いますので、都度都度対応していきたいなというふうに考えています。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） 緩衝帯につきましては、市内全体となるとかなりの負担がかかると思いますので、特に熊がよく出ている場所というのはピンポイントで大体押さえられていると思いますので、ここを重点的にやったことによって出るか出ないかという検証もできると思いますので、続けていっていただければと思います。今後とも猟友会とも良好な関係を築いていただいて、このヒグマの春期管理捕獲についての質問を終わりたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 先ほどちょっと申し忘れたのですが、最近、熊の目撃があった場所に、人が見えないところにカメラ等も設置しまして、今後、熊がどう動くのかというのもしっかり管理しています。そこで、本当に危ないなと思ったら、草刈りだとかをやったりとか、あとは重点的にハンターの方に見回っていただいて、そこで捕獲す

るだとか、わなをかけるだとかという対策を講じているところです。

猟友会との関係ということですが、猟友会三笠支部につきましては、現在の春期の管理捕獲支援事業のほか、ヒグマだとかエゾシカ等の有害鳥獣等捕獲業務を市から委託を行っているということでございます。特にヒグマにつきましては、目撃情報が寄せられた際のパトロールなど、緊密に連携を図っていく必要があるということから、常日頃から猟友会に対して感謝の気持ちを伝えながら対応させていただいてございます。現在も良好な関係を保つよう心がけて進めているところでございます。

また、令和4年からは鳥獣対策の地域おこし協力隊を募集しまして、2名採用してございます。皆様もテレビ等で拝見されているかと思うのですが、1名は高崎君という男性、もう一名、今年6月から女性の方が入っていただいて、担い手として、今、勉強していただいていると。この2人とも猟友会に加入していただきまして、捕獲についての心構えだとか注意点、技術面などの指導をいただいております。猟友会と市が共に担い手の育成確保に取り組んでいるところでございます。

有害鳥獣対策につきましては、猟友会の協力が必要不可欠ということでございます。今後も、引き続き良好な関係を維持できるように、日頃からのコミュニケーションを図っていきながらやっていきたいと考えています。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員、次に進んでよろしいですか。

それでは、次に三笠市文化芸術振興促進施設 c i e l についての答弁を願います。

教育次長。

◎教育次長（柳谷 忍氏） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

三笠市文化芸術振興促進施設 c i e l についてでございますが、先ほど議員のほうからお話ありましたとおり、本施設につきましては、令和2年4月に施設を開館しております。今年で5年目を迎えるという状況でございます。

しかしながら、開館以来、新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、開館を制限していた時期もございました。令和2年9月12日の c i e l のオープン式典の際には、この時点で既にレストランのほうが予約制になったというような状況の変化もございました。

そこで、直近の令和5年度決算における入り込み数について御説明申し上げますが、入館者につきましては1,494人となっております。このうち、通常入館者が117人、レストラン利用割引対象者が75人、ESSOR STORE（エソールストア）利用の割引対象者が203人、共通入館券入館者が1,099人となっております。率にいたしまして、通常入館者が8%、レストラン利用が5%、ESSOR STORE利用が13%、共通入館が74%と共通入館券で入館される方の割合が大半を占めておりまして、令和2年度のオープン以来、共通入館券で入館される方が年々増えている状況となっております。

次に、c i e lの管理運営に要する経費の関係でございます。

c i e lにつきましては、建設当初の見込みと予算上は変わっていませんので、令和6年度の管理運営に係る予算額につきましては611万8,000円となっております。内訳といたしましては、報償費が20万円、消耗品費や印刷製本費等が58万5,000円、光熱水費が231万3,000円、電話等の役務費が24万7,000円、清掃業務等の委託料が274万5,000円、使用料が2万8,000円となっております。

なお、これ以外に地域おこし協力隊の隊員を2名採用してございまして、そちらのほうに係る人件費等で年間約1,100万円ほどがかかるということとなっております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） c i e lの入館者数につきましては、共通券の入館が多いということで、やっぱりここで共通券を持たれている方、一番多く行くのは多分鉄道村だと思います。その次に、博物館に行かれている方で、この中にはいろんな市民の方もいらっしゃると思うのですが、c i e lの展示物で閉館になっている施設から移設した作品等もあると思いますので、そういうのもお知らせ等で周知していただくことによって興味を持った方は訪れると思うのですが、先月までお知らせというのが、1年半前のお知らせが最新状態でした。ここ最近、方針が変わったようで、小まめにお知らせは更新されているのですが、このお知らせも結構有効な入館の促進になると思いますので、もっと活用していただければと思います。

また、c i e lと建物が続いているESSOR（エソール）、COCOCHI（ココチ）などの施設なのですが、c i e lの前をよく観光バスが素通りしていきます。以前に観光バスの運転手さんとちょっとお話したことがありまして、富良野から抜けてくるとトイレへ行くところが高速の岩見沢パーキングもしくは道の駅までないと言われてまして、何とか我慢してもらっているというお話を聞いております。ここでESSORのトイレを観光バスに試験的に何社か開放していただければ、ESSORのトイレへ行く前にc i e lの前を通っていきますので、興味のある方はまた改めてc i e lのほうに来ていただける可能性もありますので、観光バスを止めるという方法も一つの手かだと思います。ただ、トイレのほうはそんなに大きくはないですので、一気に全社というのは無理だと思いますので、よく市で使っている業者、ここが優先的に試験という形で開放していただければと思います。

あと、固定費につきましては、やっぱり600万円ぐらいかかっているということですが、近年、燃料費等が上がってきていまして、また、電気の補助もなくなりますが、こちらのほうは織り込み済みということを伺っておりますが、今後、固定費も増えていく可能性がありますが、ここはやっぱり入館者を増やすことによって少しでも負担を少なくしていただければと思います。

先ほど言いました観光バスにESSORのトイレを使わせていただくということは可能

かどうかをお聞かせください。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（柳谷 忍氏） 今ほど何点か御質問があったかと思えます。

まず、今年度に入りまして、ホームページ等、方針を変えて対応しているところではございますが、実はこの4月から元美術教諭でありました太田智子さんを総合戦略アドバイザーとしてc i e lのほうにお迎えいたしまして、c i e lにおける展示等の取組を強化したところでございます。この中で実は5月1日から5月31日まで、これまでの常設展といたしましては日本画の新田志津男先生、こちらの作品展と企画展といたしまして「三笠市ゆかりの画家紹介展」を開催してございます。新田先生の作品につきましては、今年の4月の末まで秋冬をベースとした作品を展示しておりましたが、今回春と夏をベースとした作品に入替えを行いまして、展示を行ったところでございます。

また、三笠市ゆかりの画家紹介展におきましては、昨年閉館いたしましたミカサ・モダンアートミュージアム、こちらのほうに展示しておりました水彩画を主体といたしました大和屋巖先生の作品、こちらのほか、油彩の小荒井克己先生、それから萬谷藤男先生、各先生の作品を数点展示したところでございます。

この結果、5月の入り込み数につきましては297人となりまして、昨年度と比較いたしますと24人ほど増加してございます。増加の人数自体は24人と多くはございませんけれども、通常入館された方の割合が58人となっております、全体の21%となります。昨年の通常入館の方が19人、5%でしたので、比較をいたしますと、この企画展を目的に来られた方が多数いらっしゃるというふうに判断しておりまして、一定の成果があったと考えております。

また、今月6月16日からは、7月14日までの期間を設けまして、元教諭であります藤森正男さんの企画展、ペーパーアート展を開催しております。

今後も常設の新田先生の作品の入替えをはじめ、様々な企画展を併せて行いまして、集客の増加を図っていききたいと考えているところでございます。こちらにつきましても、ホームページを利用して情報の発信を密にしていきたいと思っております。

続きまして、トイレの関係でございます。

まずは、トイレにつきまして、本施設c i e lについては、小さな美術館をコンセプトとしまして、市民の芸術文化に触れ合う機会を増やし、芸術文化に対する意識の高揚を図るために三笠市の文化芸術振興の拠点施設として開館しておりまして、入館料を頂き管理運営を行ってございます。

質問のございましたトイレを無料で自由に利用できないかということに関しましては、このエリアには、高校生レストランESSORのほうに無料で利用できるトイレがあること、それから運動公園内に設置しております子ドームトイレ、こちらのトイレにつきましても、無料で利用できる環境にあります。

本施設c i e lがあくまで美術館として料金を頂き運営する施設となっておりますの

で、現時点ではトイレのみを目的とした施設の無料開放を実施する予定はございません。

次に、固定費の関係でございます。

c i e l の管理運営に要する予算の関係で、先ほど御説明しましたが、光熱水費が23万3,000円と説明申し上げました。この内訳の中で電気料のウエートが大きくなっておりまして、予算額の36%、全体の3分の1以上を電気料が占めていることとなっております。こちらについては、昨年度までは国の補助が電気料に反映されておりましたので金額が抑えられておりましたけれども、今年度につきましては、5月末で補助が終了するという情報の情報があったために、金額自体は増えると予想していますが、今後の見込みにおいては、当初予算作成時におきまして、3か年平均の使用量に補助の減額前の基本単価を基に予算積算しておりまして、現時点では予算内での執行となる見込みでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） 先ほどのお話ありましたホームページのほうを活用していただくことによって、今まで1年半全く更新されていなかったの、全く絵が替わっていないと思っていた方もいらっしゃると思うのですが、実際、年2回替えていたという話も聞いております。今後ともホームページ等を活用して、入館者を増やしていただければと思います。

以上で、質問を終わらせていただきたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 教育長。

◎教育長（小田弘幸氏） 私のほうからc i e l の関係につきましてお話をさせていただきますけれども、三笠市の場合、文化芸術振興条例を持っているまちとして、このc i e l という部分を充てていたという経過もございまして、やはり市民に親しまれるような、そういった文化芸術の拠点がc i e l という形になっているというふうに思っております。確かに、今までコロナ禍で閉館をした中で、人が少ない、そういった部分も含めて、4月から専門家である美術の先生をお迎えして、今後、常設展を含めて、入替えを含めて、特別展を含めて、いろいろな企画をやっていきたいというふうに思っております。

ただ、近隣のそういった絵画の交換展だとかをやったとしても、なかなか市民になじみがないという部分もございまして、皆様方の御協議になるかとは思いますが、今後そういったちょっと有名な方の絵画とかもちゃんと展示できるようなことも考えながら、市民に親しまれるような美術館を目指していきたいという部分が1つ、それとやはりPR不足もありますので、そういった計画というか、そういうのがあれば、事前にきちんと広報等も含めて知らせた中で、市民に親しまれるような美術館にしていきたいというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） よろしいですか。

以上で、青木議員の質問を終わります。

この後の一般質問を保留し、昼食休憩に入りたいと思います。午後1時から会議を再開します。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

3番、須河議員、登壇願います。

（3番須河恵介氏 登壇）

◎3番（須河恵介氏） 3番、須河恵介でございます。

ただいま議長より発言の許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

さて、三笠市では、誰もが安心して暮らし続けたい日本一のまちを目指し、第9次総合計画を上位計画として、関連する諸計画などを整合しながら、これまでも新規の施策に果敢に取り組んでいただいておりますことに、まずもって敬意を表したいと思います。

今、国においても、異次元と言われる子育て・少子化対策に乗り出しており、少子化による人口減対策はオールジャパンで取り組まなければならないと思います。

しかし、一方で、医療や介護、高齢者福祉施策などがおろそかになってはなりません。本日は、将来にわたり安心して住み続けられる三笠市とするためにも、高齢者介護とともに、地域医療や教育環境の対策をテーマにお尋ねしたいと思います。

それでは、質問に移ります。

初めに、身寄りのない人の権利擁護支援における、本市の身寄りのない人の把握やサポート体制についてお尋ねいたします。

総務省が公表した調査結果では、身寄りのない高齢者の緊急連絡先としてケアマネジャーや生活保護担当者に連絡したケースのほか、医療行為を行う際に患者の同意確認が困難として自治体職員やケアマネジャーらを病院に招き、本人の意思を推定するための情報提供を受けた事例もあったと報告されております。

また、厚生労働省の調査では、認知症や知的障害がある人の生活を支える成年後見制度や身元保証会社の利用を求めるケースもあるとしているが、成年後見制度は手続きが煩雑で費用負担があるため利用が伸び悩んでいる。一方、身元保証会社は、業界団体や監督官庁が存在せず、業者を選ぶための情報が不足しているため、トラブルを恐れて利用を勧めにくい情報があると報告をしております。

本市におきましても、少子高齢化が進展する中、認知症等により判断能力が不十分な人が増加するとともに、単身世帯の増加や頼れる親族がいない人の増加といった状況が見受けられます。

そこで、1つ目の質問ですが、今後一層の少子高齢化の進展が予想される中、現在、本市では身寄りのない人をどのように把握されているのでしょうか。また、どのような関係

団体と連携しているのでしょうか。

身寄りのない高齢者などの身元保証、日常生活支援、死後事務等のサポートに対する行政の取組について現状と課題及び今後どのように対応していくのか、この2点についてお尋ねいたします。

次に、2、医療DXの推進における市立病院のサイバーセキュリティ対策についてお尋ねいたします。

病院向けセキュリティ端末を手がける大手事業所が全国約4,000の病院等を調査した結果、サイバー攻撃に対する一定の防御ができていない病院は全体の40%で、「課題がある」が30%、「危険性がある」または「高い危険性がある」とされた病院が約30%に上ったとするデータが示されました。

過疎地の公立病院の役割は、高齢化人口の進展、新型コロナウイルス感染症などのような新しい感染症の出現など、今後も今以上に重要になると考えます。さらに、超高齢化社会の到来により、医療機関に通院する機会や在宅医療、訪問看護を求める者が増加する中、市立病院を核とし、民間医療機関との連携はもとより、行政、保健福祉施策施設など、本市の地域包括ケアシステムの整備が重要でもあると考えます。そのことが高齢者にとって住み慣れた地域で安心して生活できるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する仕組みの期待が高まっております。

しかし、マスコミ報道で御存じだと思いますけれども、サイバー攻撃によるID、パスワード、患者の個人情報、個人の医療情報、機密情報の流出やシステム障害による治療の妨害、システム復旧を条件として身代金を請求する事案が全国各地で発生しています。また、電子カルテ化が進むことにより、そこに接続する部門ごとのシステムも増え、それらが外部ネットワークにつながることで懸念されるリスクが見落としになっているケースが多いと指摘する専門家もいます。

そこで、2つ目の質問ですが、市立病院を狙ったサイバー攻撃に対する対策や患者の個人情報保護に関する取組について、現状と課題及び今後どのように対応していくのか、この2点についてお尋ねいたします。

最後に、3、教育環境の充実における教員の休職者への対応についてお尋ねいたします。

文部科学省の「令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査」によれば、精神疾患を理由に病気休職した公立の小中高校、特別支援学校などの教職員は、過去最多の6,539人を記録したとのことであり、道内の札幌市を除く公立学校教職員については、病気による1か月を超える長期休暇者及び休職者の状況は、令和4年度356人で、疾病分類別では最も多いのが精神疾患で270人であるとのことであり、

近年、学校を取り巻く環境が複雑化、多様化する中で、国においては教員の働き方改革を進めていますが、現状においては教員の担う役割が拡大し続けています。学力向上、体力向上、防災教育、プログラミング教育、ICT教育、小学校の英語教育、そこをさらに

コロナ禍が襲い、不登校児童生徒の増加など、様々な問題、課題が山積していて、先生方にゆとりがなく、しっかりと子供たちと向き合うことができなくなっているように感じられます。子供たちが生き生きと学校生活を送るためには、まず先生方が健康であることが必要であります。

そこで、3つ目の質問ですが、教員不足によって本市の学校運営が心配であることから、各学校の教員の状況等の現状と今後に向けてどのように取り組まれていくのか、この2点についてお尋ねいたします。

以上、登壇での質問を終了いたします。御答弁のほどよろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに身寄りのない人の権利擁護支援についての答弁をお願いします。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） では、私のほうから、身寄りのない人の権利擁護支援について、その現状課題を含めて御答弁させていただければと思います。

本市における認知症等により判断能力が不十分な方への支援につきましては、御承知のとおり、地域包括支援センターが所管となりまして、社会福祉士をはじめ保健師、それから主任介護支援専門員の高齢者への専門職を配置し、支援をさせていただいているというところでございます。

そこで、身寄りのない人の把握につきましては、この地域包括支援センターが行う総合相談支援業務におきまして、医療や介護の機関はもとより、民生・児童委員、それから保健推進員、地域関係者との連携ネットワークを構築しているところでございます。また、最近では、生活支援体制整備事業におきまして地域で活動します介護支援ボランティアを養成しまして、地域の支え合い体制、これを構築して各地でサロンなどの通いの場を開催しております。地域で孤立していそうな方、また、判断能力が低下し支援が必要と思われる方などの連絡を、この介護支援ボランティアから受ける仕組みをつくっているところでございます。地域包括支援センターでは、1年間で約300件の新規相談を受付対応しており、その中で認知症関連の相談では月に四、五件の連絡を受けて、その都度対応させていただいております。

身寄りのない方の支援制度、相談場面を身体状況や介護の必要量での現状としましては、1つに判断力が十分な方についてです。成年後見制度による任意後見制度、先ほど登壇でも御質問あった部分です。これにつきましては、手続先が公証人役場というような形になります。それから、民間事業者が運用する身元保証等高齢者サポート事業、これも登壇で御質問あった部分でございます。これは、手続先、実施する事業、企業という形になります。

2つ目に、判断力が十分で介護が必要な方についてです。これは介護保険等の居宅サービス利用という形の中で、利用の手続先は市町村と、利用中の相談先につきましては、ケアマネジャーがいますので、ケアマネジャーと、それからサービス事業者の職員になるの

かなと思います。

それから、3つ目になります。判断力が不十分な方でございます。日常生活自立支援事業として、手続先、それから相談先、これは市の社会福祉協議会になります。それから、成年後見制度による法定後の後見制度、3つほど種類ありますが、この利用は手続もとは弁護士等への申請書作成を依頼しまして、家庭裁判所へ申立て、利用後の相談先は後見人等というような形になります。

それから、4つ目でございます。判断力が不十分で介護が必要な方についてです。介護保険等の居宅サービスの利用、それから介護保険施設等の施設サービス利用という形の中で、居宅サービスは先ほど申し上げたとおり、手続は市町村で、利用中の申請相談はケアマネジャー等になります。それから、施設サービスの手続は市町村と、利用の申込先は施設になります。利用中の方については、相談先は施設の職員と。

最後の5つ目でございます。総じて経済的支援が必要な方につきましては、生活保護制度というものがございます。手続先は、福祉事務所という形になります。

以上のように、判断力、それから介護の必要度によりまして、利用制度、相談先が大まかにパターン化されますが、個々で課題や状況はかなり違ふと。また、同時複合的にそういう事象が発生することが多く、また、スムーズに利用に結びつかないこともあり、ケース・バイ・ケースで柔軟に対応する必要があると考えております。

このように課題が複合化する高齢者に対して、本地域包括支援センターでは、国のガイドライン、それから地域包括支援センター業務マニュアルというものがございます。それから、さらに認知症ガイドブック、これらに沿って地域包括センターがワンストップ窓口として課題の整理、そして関係機関への引継ぎ、利用までの伴走支援等を行っています。特に、壇上で御質問あったとおり、成年後見制度、制度自体が難解で、報酬も発生すると、料金が発生するという部分がございます。ハードルが高いイメージがありますが、地域包括支援センターが行う成年後見制度機能としては、広報機能、それから相談機能、利用促進機能、それから日常生活自立支援事業などの関連制度からのスムーズな移行支援制度等がありまして、地域包括センターが第一義的に支援を行っていると考えているところでございます。

それから、本市では、成年後見人の申立てに関わる費用、報酬を助成する成年後見制度利用支援事業も実施しているところでございます。

それから、地域包括支援センターは、総合相談支援事業として高齢者の多様な課題に関する様々な相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じまして各業務につなげていくため、ワンストップ窓口機能として役割を果たしているところでございます。制度の縦割りによる弊害、たらい回しによる弊害をなくして、地域での継続的な相談拠点であることを包括支援センターでは目指し、活動しているところでございます。

これまでも、広報みかき、それからセンターだよりなどを通じて普及活動を行っていま

すが、引き続き高齢者などの市民の皆様が本センターに相談すれば安心いただけるよと、そのような取組を継続して地道にしっかり周知をしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 大変具体的に分かりやすい説明ありがとうございました。確認の意味を込めて、数点聞きたいと思います。

通常、国が示すガイドラインによりますと、大体3つの分類に分けられるというのは、私の知っている中でありました。判断能力が十分な場合と、判断能力が不十分だけれども成年後見制度を利用している場合、判断能力が不十分だけれども成年後見制度を利用しない場合という、そのほかに今、地域包括支援センターなりが別の視点で5つの、要するにうちのまちはそれを2つ超える、大変すばらしいと今聞いていて思いました。

そこで、成年後見制度、せっかくですから、もう少しひもといってお聞きしたいと思えます。これは始まってから相当の年数がたつ制度でございますけれども、いろいろな文献を今回も見てきましたけれども、大きく2つに分かれると。もう一度確認、違ったらまた教えてください。判断能力が十分でなくなったときから始まる法定後見というものと、将来に備え元気なうちにあらかじめ契約する任意後見の2種類があると伺っておりました。若干報酬面があるとか、制度自体が分かりづらいということもあるのですけれども、法的にここの制度を、費用面だけなのか分かりませんが、どうして利用促進が進まないのか。これは本市に限ってでも構いません。課題をどのように今、三笠市としては捉えて、今後ここの部分をどのように進めていくのか、お考えがあれば教えてください。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 御質問のあった後見制度という部分ですけれども、まずどんな制度かという、法定後見制度は補助と補佐と後見の3つに分かれておりまして、判断能力の程度など、本人の事情に応じた制度を利用できるようになっているというところでございます。大きく言うと、そういうような形になりますが、そのほかに、お話のありました任意後見制度、これは本人がまだ十分な判断能力があるので、認知症になる前に、判断能力があるうちにそういう手続をするというふうに捉えております。

三笠市の場合、ではどういう、これは所得に応じて支援制度を行っております。議員おっしゃるとおり、なかなかここにたどり着くまでハードルが高いとは私も思います。私、自分自身、実は、違うまちですけれども、親族で後見制度を利用して家庭裁判所まで行って手続したのですけれども、この地域で社会福祉協議会が中心となってやっております、非常に親切に対応していただきました。先ほど私、難解と言いましたけれども、これは職員がちゃんと対応すれば、サポートがきちっとあれば、それほど難しくないとは思っています。そのサポート役は、橋渡しになりますけれども、先ほど申し上げたうちの地域包括支援センターだと思っておりますので、ここの周知をしっかりと進めてまいりたいと思えます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 実の話で大変興味深かったのは、担当された方がもう少し熟知していればスムーズにという話でしたね。

令和5年8月の身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告と、これお手元にあると思いますけれども、ここで提起された課題に「相談員に専門的な知識が必要と考える」と、もうここであっているのですね。要するに、国が調査した内容でいっても、相談員に専門的知識が必要だと。

そこで、三笠市、は高齢者サポート事業の相談、それから対応能力、さっき何か所かございましたけれども、その対応する能力の充実をどのように図っていくかというお考えが、例えば全体で集まるとか、個々にやっているとか、その辺が何かあれば教えていただければと思います。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 先ほども申し上げましたが、民生委員とか保健推進員に集まっていたいて、そのほかにも介護の関係、認定審査会等がございます。それらと情報交換しながら、精度を上げていくというか、連携力を強くしていくというところではなかなと思います。

具体的には、地域包括支援センターに社会福祉士がいますので、その者のスキルアップというものも必要になってきますし、今決してスキルがないということではなくて、そこは日々法律も変わりますし、能力の向上というのは必要かなと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 今ほどの、これも総務省が行った調査で病院、介護保険施設の職員の要望をまとめた中に、窓口の一元化というのがやっぱりうたわれていると。うちのまちは地域包括支援センターだと思いますが、では、ほかの5個あるそれぞれの窓口のうち、全て地域包括が来た場合は触れますけれども、では、ほかのところに来たやつも、もうすぐに情報の共有ができるとすれば、何かシステム的なものが統一されているのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 物理的なシステムというものは、それぞれ違います。ただ、これは個人情報の問題もちょっとあって、例えば市立病院から全てを地域包括支援センターに渡せるかということ、例えば病名であるとか、あるいは痴呆の方の家族の構成であるとかという部分は個人の問題になってくるのかなと思って、非常に難しい部分がございます。

ただ、先般、北海道新聞に掲載された、民生委員児童委員協議会で今、「住民支え合いマップ」というものに取り組む予定でございます。この中には、高齢者で支援が必要な方、それからどういう近所付き合いなのかとかも含めて、ただ、これも同意が果たして住民に対して要るのかということも含めて今後きちっと研究して、つなげられるものにつ

いては地域包括支援センターにつなげて、情報の充実には取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 個人情報保護法というのは、いいようで悪い制度でして、そういう弱者に対してまで個人情報をひけらかすなど、本人同意が必要だということではないですか。ところが、本人同意ができない方という話です、今。だから、そこはいいのではないかと思うのですけれども、やっぱりそこに対しても何らかの同意を取れというところが進まないと思うのですけれども、先ほど私も道新を見て大変感銘したのは、ただでも少なく高齢化になっている民生委員・児童委員さんが自らがといったところがすごいなと思ったのです。逆に、前から、成田課長もいますけれども、去年から聞いてきました。いろいろ取り組んでいるのも重々把握していますが、どうして関係する人が集まる年1度、2度の会議の内容を全員が把握できないのかというのは、前からずっと思っていたのです。今回、民生委員さんがそうやって動いたということは、逆にほかの方が持っているデータを例えば包括支援センターが一元管理する、それはそこに問合せれば全部分かる、消防の防災でもそこに聞けば全部分かるというようなところがなかったから、民生委員・児童委員さんがああやって大変な中動いたとは思ったのですが、そこをもう一歩進めて、地域包括支援センターの方々がそういうシステム化していく、消防の査察のデータ、各施設のデータも全部入れてやったらどうかというのが1つです。

もう一つは、まだ自分は元気なのだ。だけれども、今のうち登録しておきたい。それで、今大変だという人と今のうちに登録しておきたいと、そういう方々も本人の同意があれば入れておきますよみたいなものがあると、安心感は増すと思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 住民の方、いろいろ大変な方がいらっしゃると思いますが、ある会合で私、老人クラブの役員の方とお話しする機会があって、ちょっとこういうテーマ、雑談ではないのですけれども、お話しする機会があって、役所に例えば相談するとすれば、どこなのでしょうねと、全体的な話です。そうしたら、伺ったのですけれども、一番は地域の民生委員か、あるいは保健推進員というような言葉、あるいは問題がなければと言うとおかしいのですけれども、身近に話せるとしたら町内会の会長とか役員さんなのではないかというような言葉をいただいたことがあって、やはりいきなり市役所に電話するのではなくて、地域のそういう役割役割で委員さんがいますので、その方々に一度お話を聞いていただくというのも、私、一つの手法かなと思っております。その方、民生委員が地域包括支援センターに実際に今もございます。まちなかにそういう方がいたら御連絡いただいて、地域包括支援センターの職員がそこまで行ってお話を伺うとかということも実際今もしていますし、そういうようなお話も伺っていますので、やはりそういう

地域に入っている市民の方のお力も借りて、地域包括支援センターというところは、きちっと皆様に分かってもらえるような周知活動は今もしていますが、粘り強くやっていきたいと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 大変前向きで、素晴らしい御答弁をいただきました。ありがとうございます。今後ますます市民がもっともっと幸せになれるように、私も引き続き応援していきたいと思っておりますので、関係機関の皆様とともに今後ともよろしくお願いを申し上げまして、今回の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） それでは、次に、医療DXの推進について答弁願います。

市立病院事務局長。

◎病院事務局長（加藤慎吾氏） 私のほうから、医療DXの推進について、市立病院のサイバー攻撃に対しましてサイバーセキュリティ対策をどうしているのかという点を御答弁させていただきたいと思っております。

まず、当院におきますサイバー攻撃につきましては、現段階まで確認をしていないというところで安全に運用を行っている状況でございます。その前提でございますが、今後攻撃を受ける可能性の高いものという部分につきましては、令和4年度に導入いたしました電子カルテ、これが標的となるというふうに考えてございます。

サイバー攻撃につきましては、先ほど議員も登壇であったとおり、近年、医療機関を標的といたしましたランサムウェアを利用して身代金を要求する被害が全国で増加している。攻撃を受けると、電子カルテのシステムのダウン、医療データが暗号化されるなどの多大な被害をもたらす場合があると。それをもとより患者情報の漏えい、それから個人情報情報が窃取されるというような被害が起こっている状況でございます。

そのことから、当院の対策といたしましては、外的な要因と内的な要因に分けて対策を講じているところでございます。外的要因につきましては、外部と接続をしないということが一番の有効策だというふうに考えているものですから、基本的には外部との接続をさせていないという状況でございます。内的要因につきましては、電子カルテの端末、これに一切のUSB、SDカードなどを認識させないように設定していると。さらに、USB自体、これも挿せないような状況にしているところでございます。

それから、職員に対してという部分でございますが、職員がどのように電子カルテにアクセスしたか、この辺が確認できるようになっていることから、職員啓発も行いながらサイバーセキュリティ対策を講じている状況でございますので、個人情報を含めた対策を講じているというところで、市民にも安心な体制を日々努力しているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） ありがとうございます。

新聞報道で、ある町の町立病院だったと思いますが、ランサムウェアを仕掛けられ、8万5,000人分の電子カルテが閲覧できなくなったと。当然3週間余り診療ができなくなったと。当然、業務の停滞、患者の生命に直結する中で病院は苦慮して、最終的には町長が、身代金を出さないで、自らまたカルテのシステムを2億円かけて構築し直したと。でも、データは戻らなかったと聞いております。

ただ、三笠市の市立病院は、サイバー攻撃の外的要因、内的要因に対してもしっかりと対応しているということで、2つ聞きたいことがあります。

まず、その今言ったシステムは、厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに準拠したシステムかどうかということと、仮に、もしもサイバー攻撃をされた場合、三笠市はこの病院のように3週間も診療が受けられないとか、また、何億円もかけてシステムを構築するとか、その辺がうちの場合はどうなのか、その2点教えてください。

◎議長（武田悌一氏） 病院事務局長。

◎病院事務局長（加藤慎吾氏） まず、国のガイドラインでございます。

当然私どもといたしましては、国のガイドラインに基づきまして対策を行っている。その中で、その一つとして、バックアップを取るよとということ国の方から指導を受けているところでございます。今、私どものシステム上、バックアップ自体は15日間程度取っているところでございますので、一定の仮に被害という意味で受けた場合には、その被害を受ける前の状態に戻すと、復元するというような対策になるかと思っております。

あとは、期間の問題がございました。あくまでもバックアップを取ってシステムを戻すという作業でございますので、時間的には一定の期間はかかりますが、3週間ほどかかるという認識は今持っていないで、現在、システム会社のほうと協議をしながら進めている最中でございますけれども、一定の攻撃を受けた場合は、一時的な状況で紙カルテに一部変更して、診療を止めないようにしていきたいと。その上で、その間にシステムを復旧していくというようなことで考えているものでございます。

金額面につきましても、今現在、既にバックアップを取っていて、復旧するという形です。そこまで大きな金額はかからないのではないかとこのところで業者と打合せをしているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 局長がはっきりと今言っていたので、先ほど私申し上げました4,000の病院等の調査の結果、一定の防御ができていない病院は全体の40%、ここに市立三笠総合病院は入っていると、そういう認識でよろしいですね。

◎議長（武田悌一氏） 病院事務局長。

◎病院事務局長（加藤慎吾氏） 私ども、令和4年度に初めて電子カルテを導入したと。ほかの病院からしてみますと、電子カルテの導入が遅い状況の中で、近年、議会の議決を

いただきながら導入させていただいたということもありますので、最新の情報を含めまして、国のガイドラインに基づいて今の中でしっかりやっていると認識があるということで、御理解いただければと思います。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） ありがとうございます。ちょっと安心しております。

そこで、先ほど外的要因と内的要因というのは、もしかしたら、素晴らしい能力を持った方が外的要因で入ってくるかもしれない。そのときに今みたいな対応をして、紙ベースでやるとか云々すると、一定のものは乗り越えられるけれども、システムが使えないので当然検査はできない。イコール救急が受けられないというところもあるのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 病院事務局長。

◎病院事務局長（加藤慎吾氏） あくまでも、今回のこのサイバーの部分につきましては、電子カルテに対する部分でございます。通常の診療に関わる検査、今はつないでいますが、先ほどお話しさせていただいたとおり、仮にサイバー攻撃を受けた場合は、システムをまずシャットダウンします。その上では、その時点でそれぞれの検査機械等から離脱をするということでございますので、検査自体はできるものというふうに考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 大変ほっとする一言で、私も周りの方にもそういうふうに広げていきたいと思えます。

そこで最後に、ある方がサイバー攻撃についてはいちごっこだよという話があったので、これを聞くのですが、医療というのは、社会において重要なインフラだというのはもう皆さん御承知だとは思いますが、この医療分野でのICT利用は、国が今、推進しているというふうに私は理解しています。サイバーセキュリティについても同じように国が今、違った意味の、もう相当膨大なほうののですけれども、うちにしたら市立病院は膨大になっているのですが、国が費用面でも措置を講じる必要があるという認識を私は持っています。例えば500万円でしかうちはつくっていないけれども、1,000万円だったら、もっと強固ではないかと。この500万円については、何らかの支援があれば、うちは1,000万円のシステムを入れられるということが仮に今後ある場合に、国も巻き込みながら改革を進めていくというときは、北海道市長会なり知事会なりが私は要望を上げている、要するに先ほどのやられた病院の市や県や、間違いなく国に僕は要望していると思っているのですが、その辺ちょっと見たけれども分からなかったもので、もしもその辺、国も巻き込みながら進めていくとすれば、そういう要望、要請をどのように今取り組んでいるのか、分かれば教えてください。

もう一点、先ほど言いましたけれども、市立病院というのは三笠市の地域包括ケアシス

テムの本当に重要な役割を担っている拠点です。安全に運営されるということが本当に本市にとっては、このまちで安心して生活できると、それにつながると思うのです。ですから、今、事務局長に私の中ではほっとする一言をもらったので、今後とも継続的に職員研修なり、レベルアップなりしていただければとお願い申し上げて、質問を終わりたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 市立病院事務局長。

◎病院事務局長（加藤慎吾氏） 国に対する要望といたしましうか、お話ということだっただと思ひますが、まず先ほど来からお話ししてありますとおり、いろいろなサイバー攻撃の被害という部分も実は出てきています中で、国のほうもその辺の動き、当事者同士というのでしょうか、病院とのお話をして、現在のガイドライン含めて出来上がっているものというふうに認識しているところでございます。

ただ、実は医療機関の部分の件数だけでいきますと、昨年度の数字だけで申しますと、全体でランサムウェアの被害が197件と聞いてございます。その中で医療機関につきましては10件ほどというような流れですので、まだまだ医療機関の件数が、こう言っではなんなのですけれども、少ないという部分はあるかもしれません。ただ、国のほうも医療機関向けにいろいろな通知を出していただいているということもございまして、既にそれをバージョンアップしていつているというところを見ると、いろいろなところからのお話を聞いているのかなというふうに認識してございます。

ただ、仮に私どもの当院が攻撃を受けるといった場合に、当然いろいろな行動をしていかなければならない中で、国と一緒にあって対策を講じていかなければならないという認識はございます。その上で、私どもまず第一に行わなければならないというふうに考えているのが、まず自動的に解決をしていかなければならないのだろうという認識でございまして、いろいろランサムウェアもどんどん新しくなっていくと、そういった情報も含めて、まず事業者等を含めていろいろと協議をしながら、そういった対策を当院としてしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 最後に、教育環境の充実について答弁願ひます。

教育次長。

◎教育次長（柳谷 忍氏） それでは、先ほど質問ございました令和4年度公立学校教職員の人事行政調査、こちらのほうにつきまして私どもの認識ということで、まず御説明申し上げたいと思ひます。

こちらにつきましては、文部科学省のほうで教職員の人事管理に資するために調査を実施してございまして、この調査の結果でございますと、先ほど議員の質問のとおり、全国では精神疾患による病気休職者数が6,539人となりました。全教育職員数が92万人ほどでございますので、率にいたしますと0.71%ということに認識してございまして。また、北海道におきましては、0.78%ということにであったというふうに認識してござい

す。その上で、まず私どもの本市の現状についてということでお答えさせていただきたいと思えます。

本市の教員の定数及び配置につきましては、小中学校が公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、北海道教育委員会が定める義務教育諸学校学級編制基準規則、小学校及び中学校の道費負担教職員定数配置基準によりまして学校の学級数に応じて、また、高校が公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づき、必要な教員が北海道教育委員会から配置されるものでございます。

現在の市内の学校における教員の配置状況につきましては、小学校が33人、中学校が27人、高校が13人となっております。定数どおり配置されている状況でございます。なお、教員につきましては、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭を対象としております。

また、教員の休暇等につきましては、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則で定められておりまして、産前産後の休暇ですとか、育児休暇、病気休暇等を取ることができることとなっております。

短期間の場合の対応につきましては、病気休暇中の間は、教頭や他の教員が授業に入る等、校内における人員体制により協力して対応しております。

また、病気休暇が90日を超えて病気療養が必要な場合は休職となりますが、このように休暇等が長期となる場合には、北海道教育委員会や空知教育局から代替教員が欠員となった正規職員の代わりに期限付教員として配置されることになるため、欠員が長期化することはないということとなっております。子供たちの教育環境に大きな影響がないよう対応しているところでございます。

また、現在、短期間の休暇取得者は2人いらっしゃいますが、精神的なものでの休職されている方はおりません。これまでも教員の欠員が長期化する場合につきましては、代替教員が配置されてきた状況でございます。

次に、本市における課題と今後の対応についてということに関してでございます。

課題につきましては、本市だけの課題ではないと思っている部分が多くございますが、先ほどの文科省の調査を受けまして、文科省のほうから各都道府県教育委員会教育長宛てに通知、留意事項が発出されております。こちらにつきましては、本年3月28日付で提出されておるものでございますけれども、この中で幾つか喫緊の課題として文科のほうから示されているものがございます。これに関しまして、私どものほうでどのように取り組んでいるかということでお答えさせていただきたいと思えます。

まず1つは、教員のメンタルヘルス対策についてでございます。教員のメンタルヘルス対策につきましては、北海道教育委員会が作成しておりますハンドブック等に基づき、校長を中心に平日頃から各教員の心身の状況を把握したり、特定の教員に業務が集中しないようバランスを取ったり、教員同士のコミュニケーションを取るなど、職場環境を良好に

保ちまして、気軽に相談できる雰囲気づくりに努めているところでございます。

2つ目に、教員同士が話し合う機会ということでございますが、教員の話合いの場に関しては、学校教育の振興及び教職員の研修を深め、資質の向上を図る目的で、三笠市教育研究振興会が組織されてございます。その中で研究部会を設置しまして、教科ごとに担当教員が集まり、年5回ほど開催している状況でございます。

また、労働安全管理体制につきましては、本市の学校規模ですと、各学校において衛生推進者を選任しまして学校の衛生管理を推進するとともに、長時間労働者への医師の面接体制を医師会の協力の下、整備しております。また、ストレスチェックにつきましては努力義務とされてございますけれども、医師会等とも協議を行い、実施について考えていきたいと思っております。

また、4つ目でございますが、学校の時間外在校時間の状況についてということでございます。学校の時間外在校時間につきましては、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」によりまして、時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内を目標として、校務の効率化や役割分担の推進、部活動指導に関わる負担軽減等具体的な取組について示されておまして、こちらに基づき、三笠市立学校における働き方改革アクション・プランを策定して取組を進めているものでございます。

本市の時間外在校時間につきましては、1か月45時間を超える方が、小学校では多い月で4人、少ない月ではゼロ人、中学校では多い月で6人、少ない月でゼロ人となっております。1か月の平均時間につきましては、小学校で17.2時間、中学校で23.2時間となっております。時期によっては一部の職員が目標を超過してございますけれども、その他多くの職員は目標時間内に収まっているという状況となっております。

5つ目に、ハラスメント防止措置についてでございます。北海道教育委員会のハラスメントの防止等に関する基本指針及び北海道教育委員会のハラスメントの防止等に関する基本指針運用要綱に基づきまして、校長を中心として対応を進めているところでございますが、現在のところハラスメントに関する申出等については一切ございません。

6つ目に、過剰要求等への適切な対応についてということがございまして、学校へのクレーム等につきましては校長や教頭を中心に対応を行っておりますけれども、学校だけで適切に対応することが困難な事案につきましては、北海道教育委員会の学校における法務相談支援事業を活用することで、委嘱しているスクールロイヤーに法務相談を行い、必要な助言等に基づいて諸課題の解決に向け進めていくこととなります。現在のところですが、このような事業を活用する事案自体は発生していないという状況でございます。

いずれにしましても、いずれの課題も着実に進めていく中で、子供たちに影響が出ないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 大変詳しく説明、ありがとうございました。

ちょっと数点確認をさせていただきますが、定数の考え方の中で、先ほど人数を聞きました。その法の定数のほかに、それぞれのまちの学校の様々な課題に対応する加配される教員というのは含まれているのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（柳谷 忍氏） 先ほど申し上げた数の中には加配の教員も含まれております。私どものほうでいきますと、三笠小学校のほうで4名ほど、そのほか三笠中学校で1名いらっしゃるということでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 私、あまり教育行政に詳しくないので、当たり前の質問かもしれませんが、北海道のほうから、例えば代替、先ほど長期の場合、代替要員をお願いした場合に、代替要員の人を道が見つけてくれると。これ、間違いなく教科の方が来るのか。医者と同じように、医師1名が何でもではなくて、今、専門性なのですよね。担当教科の先生が来るのか、ただ先生が来るのか、その辺はどうなのでしょう。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（柳谷 忍氏） 短期で先生を求める場合には、その教科の先生について要望を行って求めるということとしてございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） そうしますと、先ほど校長、教頭のお話もありましたけれども、戦力になるかどうかは別にして、今の先生に大変熱心な方がいて、その代わりの先生は、先ほど次長がおっしゃったように、質が下がらないから安定的に子供の学習能力は下がらないと。ただ、実際にはどうなのでしょう。私が見ていても、先生によってばらつきがあると思いますし、特に担当教科によっては、私は違う方がもしも違うものを引き受けたら、やっぱりレベルは落ちると思うのです。それは全国的な問題だとすれば、お聞きしますけれども、どうして、こんなに教員が不足になっているのか、現状。全国的とおっしゃいましたね。

それと、分かればですけども、北海道の教員の採用試験に、例えばこの数年、何人ぐらいの方が受かっているのか教えていただけますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（柳谷 忍氏） 先生につきましては、実際には、人間ということでございますので、それぞれ個性がございます。車の部品等のように同じ規格で同じような先生を用意するということが望ましいのかもしれないのですが、私どもに取りましては、その辺はなかなか難しいということがございます。ですので、極力子供たちには影響が少なくなるように丁寧に対応してまいりたいと思っております。

また、先ほど質問ございました北海道教育委員会の教員の登録状況についてでございます。こちらは北海道教育委員会が令和6年度に向けて公表したものでございますけれども、令和6年度においては、受験者が4,073名に対して、登録者が1,566名ということでございます。受験倍率につきましては2.6倍ということになっております。

また、過去3年間の登録状況が掲載されておりますけれども、こちらにつきましては、受験者数総体では、令和3年度が4,494、令和4年度が4,172、令和5年度が3,961となっておりますが、令和6年度につきましては4,073と若干上がっているというような状況ではございます。

教員が不足する理由等につきましては、私どものほうでなかなか難しいのかなど。働き方改革等含めて、いろいろ厳しい状況がありまして、希望される方が減っているのではないかとこのように感じているところではございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） ちょっと最後の質問の前に、今の不足するということ、これ、文科省が発表していますね、令和4年1月に教師不足の実態調査。産休・育休の取得者の増、これは働き方改革でしょうか。どんどん休んでいいよという中の産休・育休の取得者の増加、それから特別支援学級数が増えているということですね。それと、病休者数の増加、それが原因で、なおかつ臨時的な任用ですから恒常的ではないのですね。そうしたら、どんどん人をくれ、人をくれというのが増えてくるので当然足りないのと、どんどん臨時の方が正職員になるのだそうですね。そうすると、臨時さんの回す先生がいないということが不足だという認識だと、国の文科省が言っていることは。

今、道の採用試験も採用しているのですよね。だから、代番で来る先生がどんどん代番くれとなったものだから不足しているという言い方で、先生方が絶対少ないということではないというのが私が今思ったことなので、それは先ほどの話から合っていると思います。

最後に、これは全国的な問題だということだと思いますが、教育委員会の内部で相当議論された教職員の働き方改革という議論があったと思いますが、どうなのでしょう、もう学校という中の議論ではなくて、市全体の中で、今、学校が担っている業務、教職員が担っている業務を削減というよりも、ほかが請け負うと、移管をすると。昔、道がやった権限移譲ではないですけども、そういう行革の手法を取り入れるということの検討をされたらいかがかということをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 教育長。

◎教育長（小田弘幸氏） 先ほどのちょっと次長が答弁させていただきました補足になりますけれども、教員の質の維持と申しますか、退職者に対する代替教員の質という形なのですけれども、期限付の中で教員が来ますけれども、その教員につきましては、当然教員免許を持っておりまして、それと学習指導要領によってきちっとした教育課程が決まって

いる部分がございます、質の低下だとか、そういったことはないというふうに私は認識をしております。

それと、実際に代替教員というか、そういった期限付の教員が来ておりますけれども、来ている教員につきましては、例えば途中で何らかの事情があって辞められて、そしていた方でたまたま空いている方がいらっしゃるだとか、そういった方等を配置していただいたりですとか、それとか新卒者でたまたま教員採用試験に受からなくても、教員試験の免許を持ってきちっとされている方が来たりとか、そういった配置をされているという部分が過去にもございます。

それとあと、働き方改革という部分の中では、全体的な市の部分ということではなくて、やはり教員は教員としての学校現場という部分があるものですから、そこで全体的な市行政全体を通した働き方改革という中で、そういったことはなかなか難しいのではないかなと。まずは学校現場の中できちとした働き方改革を国や北海道とともにやっていくのが、私はまず先だというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 私が、要は読んだだけですけれども、総務省の通知と、通知の中にとというのが書いていたものですから、当然皆さんも知っていると思ったのですけれども、文科省の通知の中に、向こうが言うのは机上の議論かもしれませんが、学校や教師が担っている業務を基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要がない業務、教師の業務だけでも負担軽減が可能な業務に分けましようと言ったと。何だというと、放課後の夜間見回りとか、補導とか、地域ボランティアの連携みたいなのは、もう教師がしなくてもいいのではないかみたいな話、これはもう御承知だと思うのですね。それは重々分かっている中で、今、教育長がお話しされたので、ちょっと安心をしたところもあります。

私は、先生という仕事というのは、私も昔一度、実は受けて落ちた男なのですが、学びを通じて子供たちの成長に関わることができる、大変すばらしい仕事だと思っております。子供たちのために頑張りたいと、きっと志を高く、初めは熱意を持つ先生がいっぱいいたと思うのですね。教員になってよかった、やりがいある仕事だと思えるように、今、教員不足という大きな教育課題を解決していただいて、三笠市の学校が魅力あるものになったら、教員として子供たちが、では俺は教員となって三笠市に戻ってこようというような希望を持った子が増えると、それが私は教育環境の充実に結びつくと思っておりますので、今後も引き続き教員の皆さんや学校現場の環境の充実に要望しまして、質問を終わりたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 教育長。手短にお願いします。

◎教育長（小田弘幸氏） 私、教職員に対しまして常日頃御挨拶させていただく機会が多々あるのですけれども、その中では、やはり教職員の皆さん方につきましては、三笠の子供たちのために全力で御尽力をいただきまして誠にありがとうございますということで、

感謝の気持ちをまず述べさせていただいております。

それと、今年の4月に辞令交付という形であったのですが、教職員の皆様におかれましてはということで、やはり教職員の方が笑顔でなければ子供たちが笑顔になれないと。教職員の方が笑顔になれば子供たちも笑顔になって、子供たちが笑顔になれば保護者の方も笑顔になれると。そして、保護者の方が笑顔になれば、市民全体が笑顔になって幸せになれるのではないかとということをお話しさせていただきました。そういった部分を含めて、やはり教職員の方が休職しないような働き方改革という部分を今後も私たち、限りはあるかも分かりませんが、教職員の方のために頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

(「ありがとうございました。応援しています」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 以上で、須河議員の質問を終わります。

最後に、5番、折笠議員、登壇願います。

(5番折笠弘忠氏 登壇)

◎5番(折笠弘忠氏) 令和6年第2回定例会におきまして、通告に従いまして質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

今日は、地域ブランドという観点で、特産品及び関連商品についての商品開発の現状と今後の課題という点で3点ほどお聞かせをいただければと思います。

特産品ということで、まずはジオパーク認定商品についてでございます。

去る5月24日の総合常任委員会の所管事項調査でも、ジオパーク全体の運営について調査をさせていただきました。その際に、この認定商品についての現状についても若干所管のほうから御説明をいただいたところですが、この認定商品についての状況等について改めてお聞かせいただきたいと思っております。

店舗の閉店による販売中止等による商品数の減少も見られるようですが、新しくスイーツ等のお店も市内にて開業しておりますが、さらにジオツアーの魅力、ひいては三笠の魅力になるような今年度以降の認定商品の新しい情報があればお聞かせいただきたいと思っております。

また、ジオツアーと認定商品の相乗効果により、それぞれがより価値を高めている状況であることが理想であると考えております。現状をお聞かせください。

次に、まちやまちのイベントをPRする中で、自治体のノベルティーやグッズが用意されているかと思っております。これらは市のイメージにつながり、現在においてはSNSなどで話題になり、知名度が爆発的に向上する可能性もあります。

また、議会でも行政視察等で他の市町に伺うことが多くあるのですが、そのまち、そのまちでこれらの品を使ったおもてなしに感心をさせられることがよくありますが、当市のこれらノベルティーやグッズについての現状と効果についてお聞かせください。

最後に、三笠といえば、先日竣工式が行われましたが、新桂沢ダムを原水として北海道

内で最大級の浄水場で磨かれたおいしい水も三笠の特色であろうかと思いますが、この水によるまちおこし、安全・安心な水のPR事業として、水道水のペットボトル事業を実施した自治体も過去に多くありましたが、当市においてのこの事業化の可能性についてお聞かせください。

以上、登壇での質問を終了させていただきます。御答弁のほどよろしくお願いたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに三笠市特産品及び関連商品におけるジオパーク認定食品について答弁願います。

産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） まず、ジオパークの認定商品についてお話しさせていただきます。

先般からお話ししておりますが、三笠ジオパーク認定商品につきましては、認定制度が平成26年度からスタートしまして、10年目を迎えてございます。

認定の内容としましては、地域振興を図ることを目的に、三笠ジオパークをイメージしたお土産や食品等の商品を募集しまして、諸条件を満たすものを三笠ジオパーク認定商品として登録を行っているものでございます。認定商品となることで、認定番号が付番されまして、三笠ジオパークのロゴマークを使用することができるということでございます。

申請資格につきましては、事業主及び団体となりまして、対象商品は4つのテーマのいずれかを満たす商品としておりまして、まず1つ目としましては、三笠で産出、生産された商品と、加工品は三笠産の原材料を使用するよと。2つ目としまして、三笠ジオパークの要素を模したものと。それから、3つ目としまして、石炭と人々とのつながりを語れるものと。最後の4つ目なのですが、三笠の歴史と人々とのつながりを語れるものと、この4つのテーマということでございます。

認定基準につきましては、対象商品の基準を満たしまして、さらに1つとして、三笠ジオパークのイメージを損ねるものではないもの、2つとして、商品を紹介する文章があることと、3つとして、需要に応じた一定の生産と販売が継続できることとしてございます。

商品の決定方法につきましては、それぞれから申請があり次第、三笠ジオパーク認定商品審査会を開催しまして、審査を行うものでございます。審査会は、三笠市と三笠市商工会、それから一般社団法人北海道三笠観光協会、みかさ特産品協会の4団体で構成してございまして、それぞれの団体から2名ずつ8名で審査を行いまして、このうち5名以上が承認ということになれば、認定商品として決定するものでございます。

現在、認定件数は28件となっておりまして、お弁当、加工品、飲料だとか、様々な商品が登録となっているものでございます。

認定商品は、各ジオツアーなどでも積極的に活用しておりまして、特にジオ弁、ジオ駅弁につきましては、三笠の特徴を強く表しているという部分でございまして、先般6月9

日に新桂沢ダム関連行事にお越しいただきました齊藤国土交通大臣も召し上がられまして、非常に高い評価をいただいたところでございます。

課題としましては、鶏醬など、廃業だとか、あと商品販売中止の理由によりまして、認定取消しとなったものがございます。かねてからの特産品が少し減ってきているという状況となっております。今月末に新たな認定商品として2品を審査する審査会を、今、予定してございます。今後、三笠の特徴を伝えることができる認定商品を増やしていきたいというふうに考えておりますが、新たな特産品の開発には、一定の期間やコスト、それから量の確保だとか持続可能性など、課題を有しているということもございます。しかしながら、今後も新商品開発や試験販売等を継続的に実施しまして、農産物、それから商品などの物だけではなくて、ツアーなどの体験を含めた農産物特産品を使った、事による取組の強化を併せて実施していくことが必要であるのではないかとこのように考えております。

現在、三笠ジオパークと三笠観光協会を中心にツアーを実施しまして、ワイナリーや農業などをテーマとしたツアーを積極的に行っております。地域の食と結びつけた取組を展開しているほか、新商品の開発なども、現在、三笠観光協会を中心に実施しているところでございます。商品を活用しましてツアーとの連携をすることで、飲食による体験やお土産としても利用可能であるということもございますので、こういうことは引き続き実施してまいりたいというふうに考えてございます。

また、近年、地域おこし協力隊の卒業生、それから三笠高校OBの起業によりまして、新たな商品の販売だとか、市内事業者の商品開発なども進められております。昨年度創設しました食産業等の応援補助金などの効果が少しずつ出てきているのではないかとこのように感じてございます。

今後についても、市内の農産物、それから加工品をはじめ、三笠高校、事業者、関係団体など、それぞれの取組があります、その点を線で結ぶような取組を進めなければいけないというふうに考えておりますので、努力してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） ありがとうございます。10年を迎えたということで、本当その10年、特産品として非常に支えていただいた鶏醬というのが、今回残念ながらなくなってしまふわけでございます。非常に大変残念ではございますけれども、今お話の中で6月27日ですか、2品の審査が行われるということで、そちらのほうに期待をするところでございます。

総合常任委員会の中でもお話あったとおり、その2品の中で、今、隊員の方が提案しているものもあるということでございます。この地域おこし協力隊の任務の中にこういった特産品の開発というものがございまして、以前にもそういったところに就いていた隊員の方もいらっしゃるのかと思いますけれども、今回こういった形で出てきましたけれども、

以前、今までそういった形で出てきた実績というのはどうだったのでしょうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

◎議長（武田悌一氏） 商工観光課長。

◎商工観光課長（下村 圭氏） 以前の実績なのですけれども、以前の隊員の中では、今回とは明らかに違うのは、今回は実は三笠高校出身ということで調理師の免許を有しているものでございます。ただ、過去の隊員の中には、なかなか免許を持っていないというところもございまして、商品開発を行うためには、OEMで出さなければいけないというようなものであったりとか、実際に加工場の問題などもございましたので、そういった部分の中では、過去は試作段階の中でイベントとかで試食というところの提供はあったのですが、商品化という部分では今申し上げたところの壁がちょっとあったので、そこら辺で認定商品に到達しなかったというような経過がございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） そういった背景があったということで、今後、非常に期待をするところがございますけれども、一番気になるのは、委員会でもお話ししたのですが、この認定商品のメリットといたしましうか、この認定を受けてその商品が、相乗効果の話もしましたけれども、やはり価値が高くなって、より売上げが上がるのが僕は最高なことなのだろうというふうに思います。

今現状でいくと、どちらかというと、商品によってジオパークを上げるというよりも、もう既に評価あるジオパークがこの商品を引っ張り上げるというような形になると思うのですね。今それこそ道の駅ですとか、そういったところに認定商品がございますけれども、これはどういう販売体系になっているのか。要は、道の駅のほうでその認定商品を仕入れて販売しているのか、その辺の販売体系がどういうふうになっているのか教えていただけますか。もちろんESSORでも売っていますよね。そういった部分、どういうふうな形になっているのか教えていただきたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 商工観光課長。

◎商工観光課長（下村 圭氏） 販売の体系におきましては、基本ジオパーク認定商品につきましては、各事業者様がいらっしゃいます。そういった中で卸先が様々変わってくるのですが、恒常的に販売ができる場所は、三笠観光協会であったり、ESSORというところが中心になっているところがございます。それ以外のものに関しては、ジオツアー等で認定商品をかなり御使用いただく機会が多いので、そういった中でジオパーク推進協議会として事業者様と直接調整をさせていただいて、卸すといいましょか、お客様に提供するというような形になっておりますので、大きく分けると道の駅とESSOR、そしてツアーでの直接提供というような形になっているところがございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 私もいろいろとそういったところに顔を出したりして見ているほうなのですけれども、先ほどあったジオ弁ですか、大臣が非常にお褒めになったという、そんなジオ弁ですけれども、私、食べたことないのですね。多分、どうなのでしょうかね、市民の方でこれを食べられた経験のある方は、どれぐらいいるのかな。こういったものですから、逆に市民ではなくて、観光に来ていただいた方だとか、そういった方が召し上がることが多いのかなとは思いますが、この認定商品を見ても、なかなかまだ見たことないものがたくさんございまして、それはこちら側の意識の問題もあるのでしょうか、やはり認知するPRといたしますか、そういったものが若干もうちょっとあってもいいのかなという気はします。

ただ、先ほど言ったとおり、この認定商品になって、やっぱり僕は、ジオというものに引っ張り上げられて商品価値が上がって、その生産者なり事業者がもうかっていただくというのが一番だというふうに思っていますので、今後ともこれらの認定商品については、審査がしっかりあって認定されるということでございまして、極力、多ければいいというものではございませんけれども、よりいいもので三笠市のPR、ジオパークのPRにつながるものを目指しながら頑張っていればなというふうに思います。

私からは以上です。

◎議長（武田悌一氏） それでは、次に、自治体ノベルティー等の現状について答弁願いたいと思います。

産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 自治体ノベルティーということで、現在、市として商工観光課と企画調整課の2課がノベルティーということで保有している状況でございます。

具体的にここでちょっとお見せしたいなと思うのですが、

（ティッシュ・うちわ・ボールペン・塗り絵・ポケットティッシュクラフト・風船・トートバッグを提示）

まずジオパークとしましては、ジオパークのURL等を入れましたティッシュ、うちわ、ボールペン、それから、これはお子様たちがワークショップ等へ来たらお配りする塗り絵でございます。2種類ありますね。それから、ポケットティッシュクラフトということで、組み立てたらポケットティッシュのカバーといたしますか、箱になるようなものをお配りしたり、あとは、ジオのロゴマークついた風船、お子様が喜ぶようなもの。この6種類がジオとしてのものがございます。

もう一つ、企画調整課のほうで2種類と、これは移住・定住のほうで使っているものがございます。これはティッシュということで、中にはユーチューブみかさぐらしチャンネルということで、地域おこしの千葉さんが出ているといたしますか、写真で興味を引くような形で、ああ、これちょっと見てみようかなというような宣伝になるようなものです。

あともう一つ、移住・定住のほうでトートバッグを作っています、これについては移

住・定住でPRするときに、いろんな資料、三笠市の宣伝だとか、制度的なもの、いろんな冊子をお配りしている中で、これと一緒にお渡しして持ち帰っていただくような気遣いということで配っているようなものでございます。

ほかのまち、いろいろあるのですが、今、うちとしては、ジオと移住・定住ということでこのようなものを作っております。それぞれやっぱりジオはジオ、移住・定住は移住・定住ということで、目的だとか狙いというのが異なっております。PR用だとか周知用、それからジオみたいにツアーだとか、視察だとか、ジオだったら巡検の参加用だとか、それからイベント、これは共通しているのですが、あとはワークショップだとか、こういうのがあればいいということでそれぞれ制作してございまして、それぞれのターゲットに合ったものを配付しているような状況でございます。

配付方法、先ほども言ったのですが、移住・定住はトートバッグに入れてお渡しすると。ジオについては、これはあまり高いものはできないので、ビニール袋にシールでジオのマークを入れて、この袋に入れてお渡しするような形にしてございます。

先ほどおもてなしという部分のお言葉が出たのですが、やっぱり我々として、来ていただくとかお渡しする相手によって、それぞれ必要なノベルティーを活用してPRすることがまず第一歩のおもてなしかなというふうに考えて実施しているものでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） わざわざ用意していただいて、ありがとうございます。

私も実はここに、今ほど、いわゆるお金がかからないノベルティーというものをちょっと見せていただきましたけれども、関連するノベルティーにもなるようなグッズ、これはお金がかかるやつですけれども、

（クリアファイル・トートバッグ・手拭い・風船・ペーパークラフトを提示）

雪ミクのファイルですとかいろいろ、トートバッグですとか、これは市民会館大ホールにある幕の手拭いですか、こういったものも売っています。これは風船ですね。見てみると、かなりたくさんこういったグッズが、これはアンモナイトのペーパークラフトですね。エゾミカサリュウのペーパークラフトもあったり、これ500円ぐらいです。これは私物ですから。借りてきたわけではなく、私物でございます。

非常に、こういったグッズが、よく他の市町でも見るのですけれども、うちもかなりの量がそろっているのだなということで、改めて感心しました。あまり効果もないのにそんなものばかり作っているのではないよというようなことを今日言うつもりはございませんし、非常にこれだけのものが用意されているということで、本当に感心しました。

今回、なぜこのノベルティーのことでお話をさせていただいたかというのと、やはり今後、三笠市、今もジオパーク、それから高校生レストラン、いろんな意味で、ジオツアー、教育ツアーもやっつけいらっしやいますし、ほかからのいわゆる交流人口といえます

か、お客様が来るケースが多い。さらには、今、UCG、水素の関係もございますから、今後ますますいろんな方が三笠に入ってきてくれるのだろうというふうに思っています。

その中で、そういった事業のPRもそうですし、やはり市町の、三笠市としてのPRというのをしっかりすることが必要なだろうと。ノベルティーの物のよしあしというのではないのですけれども、例えばさっきおもてなしの話をさせていただいたのですけれども、私、たまたま前どこかのまちに行ったときに、付箋のノベルティーを頂きました。付箋ですから1枚1枚できますよね。その一番最初の表面に、多分その担当の方が手書きで、いわゆる今回の訪問についての感謝の言葉が書いてありまして、それを見て非常によい気持ちになりました。本当に少しの心配りというものが、そういったノベルティーを目にしたとき、手にしたときに、やはり印象が非常に変わるのだなというようなことでございました。もちろんうちの職員の皆さんはそういったこと、もう重々分かっているというふうに思うのですが、ぜひとも参考にさせていただいて、これから三笠市にたくさんの方が訪れるということで、そういったおもてなし、気をつけていただければなということで、今日ノベルティーの話をさせていただきました。

また、今、あくまでノベルティーですからPRみたいなものにもなると思うのですけれども、三笠をテーマにしたドラマが始まりますね。そういった中でも、またたくさんの方のスタッフの方が入ってこられると思います。せっかくなので、そういった出演者の方が三笠に来たときに、例えばこの場所がその人は好きだったとか、こういったものを食べてすごく気に入られて、そんなものも、例えば先ほどの認定商品ではないですけれども、三笠の特産品として取り扱えられるような、またそういった三笠のPRにつながっていく、そんなようなことも今回のこういったドラマ撮影の部分でも考えられるのかなというふうに思います。ぜひとも、そういった部分も検討していただきたいなということも思っています。それについてちょっと、もしお話があれば。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 今ほどノベルティーと特産品のPRとが、何か混在してしまっているのかなというのがあります。やっぱりティッシュなら安い、幾らでも配ってもいい。でも、やっぱりもらってうれしいものは結構いい値段しますよね。それを全部に配るのかという部分もあります。

やはり訪れる方が印象に残るものは何かと、いろいろ難しい部分はあると思います。議員もそうでしょうけれども、私どももいろんなところへ行って、いろんなものをもらったりして、これいいなと一瞬思うのですけれども、でも、それがいつまでも続くかといったら、物ではなかなか長続きしないですよ。僕ら、いろんなところへ行って、ノベルティー、物ももらったりなんざりして、印象に残るのはやっぱりそのとき何か食べさせていただいて、お菓子なり、まんじゅうなり、何か食べたときに、すごく印象に残って、このまち、すごくいいまちだなとか、もう一回行きたいな、もう一回食べたいな、買物したいな、買って帰りたいなというようになるのかなと。

もう一つ、僕がやっぱりそのまちへ行って、一番印象に残るのは人なのですよね。相手、その方がすごくサービスといますか、いい話をさせていただいたり、親切にさせていただいたり、いい対応していただいたら、このまち、すごくいいまちだなと。うちの役所もそうだと思うのです。ですから、市長は常々、おもてなしといますか、市民への対応、お客さんが来る対応、そこをしっかりとしなさいと我々に言うのは、そこだと思います。やっぱりまちに来て、もう一回来ていただきたいとか、そういうものは我々おもてなしする人の問題、それからメロンを食べていただいてまた来ていただく、おいしいものを食べてまた来ていただく、買っていただくということも重要ではないかなという部分で、やっぱりそこをトータル的にやっていかなければいけないのかなと。

ただ、やっぱりその一つとしてノベルティーみたいな、ドラマが来たらお渡しして、印象に残るものとかいろいろあると思いますので、そこはやっぱり庁内、皆さんと色々な話ししながら何ができるのかなというのはやっていく必要あるかなと思いますので、何かまたいいアイデアがあればお願いしたいと思います。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） ごめんね、ちょっと話が。私が言ったのは、だからノベルティーはいっぱいありますけれども、いわゆるノベルティー、物ではなくて要は心配りの部分だよということを言いたかったので、物がすばらしいではなくて、私が言ったのは、そういった手書きでそうやってありがとうとしてくれたことが私にとってすてきだったと。ちょっと話は別で、せっかくドラマ撮影があったりするの、エピソードだとか、そういったものをまちのPRとして、今後、使ってPRしていくことも三笠のそういったものになるのではないかと、ちょっと分けて考えて。ノベルティーについては、物のよさとかではなくて、それは何かまんじゅうもらっておいしかったというので感動するかも、それもあるかもしれないのだけれども、僕が言うのは、やっぱりそういった心配り、そのまちの心の部分で、しっかりおもてなしをしているという、そういうことを言いたかったのですけれども、でも理解していると思いますので、それだけちょっと確認させていただきたいと思います。

だから、本当ノベルティーは、ただこうやってこのぐらいたくさんのいろんなノベルティー自体、また、グッズというのは三笠がそろっているのだということも、実は紹介しておきたかったなというのもあります。よろしくお願いしたいと思います。

この件については……

◎議長（武田悌一氏） この件についてはよろしいですか。

◎5番（折笠弘忠氏） 大丈夫です。

◎議長（武田悌一氏） それでは、最後に水道水ペットボトルの開発について答弁願いたいと思います。

建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 私のほうから、水道水ペットボトルの開発について答弁させていただきます。

初めに、全国の水道事業者が、おいしい水のPRのため、水道水をペットボトルで販売またはイベント等で無料配付している事業者の状況について説明いたしますが、公益社団法人日本水道協会の資料では、全国で141事業者、道内では1事業者が取組を行っているところでございます。

しかし、近年、この事業はおいしい水のPRのため開始しましたが、赤字が続き取りやめた事業者や、まちの取組としてマイボトルの推進のため公共施設のペットボトルの自販機の撤去だとか、会議、イベント等での提供を取りやめ、水道水ペットボトル事業も中止した事業者もございまして、道内でも札幌市、旭川市、小樽市、函館市など7事業者、全国合わせますと152の事業者が、採算性の理由とSDGsの推進、また、海岸漂流物処理推進法を鑑み、水道水ペットボトル事業を中止する動きとなっております。

水道水ペットボトルを自前で製造するには、殺菌装置、ブロー成形機、充填機、ラベラー、検査機器類、あと無菌ルームを有した建物などが必要でございますので、費用につきましては約15億円ぐらにかかるとは思っております。

さらに、ペットボトルの原価や人件費、維持管理コストが発生してきます。そのため、製造外部へ委託している事業者がほとんどでございますが、取組を行っている事業者の資料を見ますと、製造コストに1本当たり117円から122円かかり、輸送費、あと保管庫、販売に係る費用は別途1本当たり50円程度、さらに生産ラインの関係から発注本数は10万本単位となっております。

私どもの水道事業会計では、市民の負担を僅かでも軽減できるように、現在、経営改善に努めている最中でございますし、他の事業者の状況も踏まえ、水道水ペットボトルの事業化について取り組むところは難しいと考えております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 昨今、三笠、水といえばやはり水道料金の問題で、市民の方も今後も値上がりということになれば、非常に生活するのが厳しい中で、本来、三笠のおいしい水、そういった暗い話題ではなくて、いい話題でお話しできればなという、そんな思いでこのペットボトル、いわゆる水についてのいい、そういう事業化ができないのかなということちょっとお話をさせていただきました。

現状として、今、部長のほうから答弁いただいたとおり、多分苦小牧がまだやっているでしょうかね。この間、たまたま議長と議長会議で苦小牧のほうに行ったらちょうど出てきましたけれども、ほかの市町、帯広なんかももうやめてしまったということもございまして、なかなかやはり採算が合わないのだろうと。ただ、やはり事業的にそれぞれ、札幌にしても一応は1回やっているのですよね。そういったところでさえできないので、なかなか答弁のとおり難しいということなのでしょう。よっぽどのそういった製造工場なり、

輸送の部分であったり、非常に好条件が重なって重なって重なってもしかしたらできるのではないかというぐらい、非常に難しいのだろうというふうに思っています。

ただ、本当に三笠の水という部分で、市民はもとより日本全国いろんな方に、この三笠のおいしさというのをできればPRしていきたいなという部分がありましたので、今回あえてこういった部分で御提案を差し上げたところでございます。

環境という部分で、もともと飲料水としての水ですか、そういったものもやめて、やっぱり水道水のほうが安全ですから、飲みましようみたいなというのは、ずっと前からあったのですね。今、環境という部分でいけば、ペットボトル自体がやはりよろしくない。今はマイボトルで水なり、そういった水分補給をするということもございます。

今回、これ通告にしていけないので、通告にしていけないというか、もうペットボトル化があまりにも無理だということで早々にお話しいただきましたので、ちょっと議長、通告ではないのですけれども、若干お話だけさせていただいてもよろしいでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 答弁を求めないということで。

◎5番（折笠弘忠氏） はい。

◎議長（武田悌一氏） どうぞ。

◎5番（折笠弘忠氏） よろしいですか、ちょっとルール違反ですけれども。

それで、今、マイボトルという部分でいくと、東京なんかは意図はちょっと違うのですが、給水ポイント、いろんな店舗であったり、デパートであったりとかということで、いわゆる節水とエコという部分でやっているのですね。こういった給水ポイントというものの中で、三笠の水を来てくれた方々にPRしたり、また、それぞれ市民もそういったところで使えたりというようなことが考えられないのかなと。例えば、ジオサイトの部分にそういったものがあったり、道の駅のところであったり、それこそ人が集まるようなポイントのところでもそういった給水ポイント、桂沢の水を体験していただくというようなものができないのかなと、そんなこともちょっと、東京の例を参考にさせていただいて、三笠バージョンにしたらどういうふうになるのかなということで考えてみました。

ぜひとも、いろんな形で、この三笠の水という部分も改めて、今回、新桂沢ダムの竣工式もございまして、実は昔の幾春別川の水の色の話ですとか、そんな話も出ていました。今、本当に川もきれいになり、そして私たちが頂いている水も非常においしい水ができていますので、ぜひともそういった、三笠市は水という部分でも何か展開できる、そんなことがあればいいなという部分で、その給水ポイントという部分で今日は御提案だけはちょっとさせていただきますけれども、今後もしそういった部分で、私もまた勉強させていただいて具体的な御提案ができればと思っていますので、よろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） 答弁ありますか。答弁できるなら。

建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 今お話のございました東京都の取組でございますけれども、近年、水道に直結したボトルディスペンサー式の水飲栓が東京都で全国で初めて設置され

ております。たしか観光施設等々で5か所設置されているという認識がございます。

東京都は、水道水の飲用の促進と、あと環境の目的と、あともう一つ熱中症対策の取組から開始されたと聞いてございますので、当市におきましても、議員おっしゃったとおり人が集まる場所だとか、あと民間の会社や工場などに導入ができれば水需要の増というふうにつながるのではないかと我々も考えてございますので、今後、情報収集してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） よろしいですね。

市長。

◎市長（西城賢策氏） 水道法というか、水道の給水条例の中では、水道は貸したり売ったりすることはいけないよということに決まっているのですね。だから、基本的に、それから料金を取ることにならないとすれば、今、給水所とおっしゃったように、給水として提供するということなのでしょう。それは無償として行政がやるということなのだろうと思いますけれども、それは御承知のように一方的にお金が出ていくので、今のうちの状況では非常に厳しいとは思いますが、それがどれぐらいの量なのだといったら知れているのだろうとは思いますが、そういう点では法律も守りながら、何かいい方法がないのか。これはまた考えていかなければならないところなのだろうと。

議員がおっしゃった、いわゆる水商売なのですけれども、本当に私もそうなのですよね。考えてみたいなど、いつも思っているのですよ。せっかく水資源に恵まれたまちが水を活用して何かまちをPRする、さらに資金力がつくというような形ができないのかいつも思うのですけれども、なかなか、以前にも何回も言っているのですけれども、部長の答弁のように打ち消されてきているのが実態です。これからも一遍に、一足飛びにできることではないと思います、こういう引きがかかるとすれば。ただ、私なりにまたいろいろ指示をしながら、また、私も考えながら、いい何かチャンスがあれば、少し時間がかかってもいいから、こういうことについては研究していくべきだなと。つまり、三笠の産物を外に出すと。今何かやるといっても全部よそから買って、よそから買って提供するわけですね。やっぱり三笠で作って三笠のものを出さなければ、これはいつまでたっても経済ですから、そういう部分を、そういうことについて議員おっしゃられたのでしょうから、その辺またしっかり研究してまいりたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） いいですね。

以上で、折笠議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のあった質問は終了しました。

◎日程第13 議案第31号から議案第34号までについて（
総合常任委員会付託）

◎議長（武田悌一氏） 日程の13 議案第31号から議案第34号までについてを一括議題とします。

前回の議事を継続し、一括して質疑を受けます。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第31号から議案第34号までについては、総合常任委員会に付託いたします。

◎休 会 の 議 決

◎議長（武田悌一氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、6月21日から6月26日までの6日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

6月21日から6月26日までの6日間を休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員